

4日目 (3月7日)

第1回福生市議会定例会会議録（第4号）

平成20年3月7日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聡君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	副 市 長	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長 事務取扱	高橋 保雄君
総務部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子ども 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	藤田 充君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐 員	大迫 曄子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成20年第1回福生市議会定例会議事日程（4日目）

開議日時 3月7日（金）午前10時

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第1号 | 専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第4号）〕 |
| 日程第2 | 議案第1号 | 福生市組織条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第2号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第3号 | 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第4号 | 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第5号 | 福生市民会館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第6号 | 福生市体育施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第7号 | 福生市体育館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第8号 | 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第9号 | 福生市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第10号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第11号 | 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第12号 | 福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第13号 | 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第14号 | 福生市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第15号 | 福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第16号 | 福生市再編交付金事業基金条例 |
| 日程第18 | 議案第17号 | 福生市教育センター条例 |
| 日程第19 | 議案第18号 | 福生市後期高齢者医療に関する条例 |
| 日程第20 | 議案第19号 | 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第21 | 議案第20号 | 平成19年度福生市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第22 | 議案第21号 | 平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第23 | 議案第22号 | 平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第2号） |

- 日程第24 議案第23号 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第25 議案第24号 平成20年度福生市一般会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成20年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成20年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成20年度福生市介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成20年度福生市下水道事業会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成20年度福生市受託水道事業会計予算
- 日程第32 議員提出議案第1号 沖縄県における米兵による女子中学生拉致暴行
事件並びに横田基地における米軍憲兵の酒気帯
び運転による交通事故に関する意見書
- 日程第33 議員提出議案第2号 沖縄県における米兵による女子中学生拉致暴行
事件並びに横田基地における米軍憲兵の酒気帯
び運転による交通事故に関する決議
- 日程第34 陳情第20－1号 介護保険の改善を国に求める陳情書
- 日程第35 陳情第20－2号 「同居家族がいても生活援助サービスが受けられる」
厚生労働省通達（事務連絡）を徹底させる陳情書
- 日程第36 陳情第20－3号 国民健康保険税に関する陳情書

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成20年第1回福生市議会定例会4日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたします。

（吉野議会事務局長報告）

- 1 意見書の受理について（議員提出議案第1号）（別添参照）
- 2 決議の受理について（議員提出議案第2号）（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告させていただきます。

本日の日程でございますが、新たに議員提出議案2件が提出されております。日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり、昨日残りました議案等につきまして昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。また、新たに提出されました議員提出議案2件につきましては、日程第32と日程第33として編成をさせていただきました。

それから、新たに提出されました議案の取り扱いでございますが、議員提出議案2件につきましては、慎重審議の上、即決でお願いすることといたしました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしくお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

日程第1、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第4号）〕を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） おはようございます。御指名をいただきましたので、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由並びにその内容につきまして御説明させていただきます。

専決処分をさせていただきましたのは、平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。今回の補正予算は、平成19年度公的資金保証金免除繰

上償還にかかる公営企業経営健全化計画に基づく繰上償還で、12月議会で補正をいたしたところでございますが、新たに増額の承認が得られましたので、歳入では市債の追加、また歳出におきましては公債費の元金償還費の追加等をお願いしようとするものでございます。

また、この繰上償還日が財務省は3月25日、公営企業金融公庫の償還日が3月21日と、いずれも3月議会の最終日、3月28日以前であることや、財務省への繰上償還承認申請の提出日が2月5日であったこと、また、今回の繰上償還に伴う資金につきましては民間資金からの借入を予定しておりますので、調達するのに時間を要することが考えられるためでございます。

したがって、地方自治法第179条第1項の規定によりまして議会を招集するいとまがございませんでしたので、同条第3項の規定によりまして御報告申し上げ、御承認を賜りたくお願いさせていただくものでございます。

この借換債の影響でございますが、予定利率2.0%で推計いたしますと、今後7年間で約1億6000万円の負担軽減になると推計しております。御承認をいただきました後に、市中銀行等から借入を予定しているところでございます。

また、平成17年度に使用料を改定いたしましたときに、污水处理費の回収率が100%を超える予定を平成23年度以降と推計しておりましたが、今回の借り換えによりまして、平成20年度には回収率が100%を超えると予測しております。なお、繰上償還額は12億1342万8000円、借換債は7700万円で、総額は12億9042万8000円でございます。この金額は平成19年3月の定時償還後の財務省と公営企業金融公庫の7%以上の利率で借入をしております額12億9042万8000円の全額でございます。

それでは、今回専決処分をさせていただきました補正予算書の内容につきまして説明させていただきます。補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

総則でございますが、第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。第1項で既決予算に歳入歳出それぞれ6億2180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4244万6000円と定めようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることといたしております。

第2条の地方債補正につきましては、後ほど「第2表 地方債補正」のところで説明させていただきます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。第1表歳入歳出予算補正につきまして説明させていただきます。まず、歳入でございますが、第8款市債、第1項市債6億2180万円の追加で、平成19年度公的資金保証金免除繰上償還に係る公営企業健全化計画により、利率7%以上の財務省及び公営企業金融公庫資金の公営企業債について繰上償還の増額が認められました。このことにより、公共下水道事業債と流域下水道事業債の増額と、公営企業借換債の減額をいたそうとするものでございます。



以上、歳入の補正額は6億2180万円の追加で、歳入総額31億4244万6000円といたそうとするものでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。次に、歳出でございますが、第3款公債費、第1項公債費は6億2193万3000円の追加でございます。内容につきましては、先ほど歳入の市債のところで説明いたしましたが、平成19年度公的資金保証金免除繰上償還に係る公営企業健全化計画に伴う元金で、公共下水道事業債と流域下水道事業債の元金償還費の追加をいたそうとするものでございます。

第4款予備費は、13万3000円の減額で、財源調整によるものでございます。

歳出の補正額は、6億2180万円の追加で、歳出総額は31億4244万6000円といたそうとするものでございます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債補正につきまして説明させていただきます。今回の地方債補正につきましては、変更でございます。平成19年度公的資金保証金免除繰上償還に係る公営企業健全化計画に基づく繰上償還による地方債の変更で、公共下水道事業債における限度額5億4720万円を12億5040万円に、流域下水道事業債における限度額5630万円を1億700万円に、また、公営企業借換債においては限度額2億280万円を7700万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

以上、報告第1号の平成20年1月31日をもって専決処分させていただきました平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第4号）の内容の説明とさせていただきます。御審議賜りまして、原案どおり御承認くださいますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○20番（小野沢久君） 12月議会にも同じようなことをやったばかりだと思うのですが、その後のことですね。それで、その時も7%以上という話があったのけれども、これで7%以上は完全になくなるわけですか、それが一つと、あと残りで利率の高いものはどのくらいのが、どのくらい残っているのかという話が二つ目です。

それから、これで民間から借り入れると2%ぐらいを予定しているということだから、それで比較した場合、7%との比較だと思うのですが、1億6000万円の減額になると今、説明がありましたよね、そういうことで間違いはないですよ。12月のときの説明では、12月のときにはその時も減額になるのは4300万円、それにプラスこれが減額できるということの話なのかどうか。

それと、説明の中で「公営企業健全化計画に伴う」というその「健全化計画」というのはどういうものなのか、そこの説明がないものだから、何でこれができるのかという一番のものがよく理解できませんので、そこの説明をしていただきたいと思います。これで、三つか四つ聞いてしまいましたか。

それともう一つ、今の清水部長の説明の中で「回収率」という話があったけれども、それが、23年度だったのが20年度で100%を超えるということですが、その意

味をちょっと説明してください。以上です。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、まず一点目の7%以上は、すべてこでなくなるわけでございますけれども、7%以上で、高金利の残りにつきましては一番高い、7%以下で一番高いものが6.70%、平成2年度債で、公営企業金融公庫でございます。財務省につきましては6.6%、平成2年度のものでございます。それが一番、今後4月以降高いものになろうかというふうに思います。

それから、影響でございますが、今後7年間で1億6000万円の負担軽減の影響がございまして、20年度につきましては1億2227万3000円余りの影響が出てまいるところでございます。

健全化計画につきましては、平成18年度に国に提出をしているところですが、事業の概要、財政指標等、それから健全化計画の基本方針といたしまして財務上の特徴、経営課題、経営課題につきましては職員数の適正化、汚水処理費の回収率、管渠の維持管理、水洗化の推進等々を提出しておるところでございます、それに基づきましてその経営課題が、この計画に基づいてどのように執行されてきたかということで、この全額の償還になったわけでございますけれども、それにつきましては、職員数の適正化につきましては平成13年度11名だった職員が、平成18年度7名ということで削減率36.4%。それから、汚水処理費回収率につきましては、平成18年度85.6%でございましたが、先ほど説明でも申し上げましたが、使用料を17年度に改定をいたしまして予測したところでは、平成23年度にならないと100%の回収率が、100%以上にならないということでございますが、今回の借換債を実施することによって平成20年度から回収率が100%を超えるのではないかと、このように予測をしているところでございます。

回収率につきましては、下水道使用料がございまして、維持管理費がございまして、あと資本費がございまして、使用料に対しまして維持管理費と資本費の、いわゆる投資額ですが、それを足した額で、使用料をAといたしまして、維持管理費、資本費、投資額の合計額をBといたしますと、B分のAと、このようになるわけでございます、それが18年度が85%台ということでございます。

このような計算方式によりまして、国の様式によりまして計算をいたしました回収率が100%を超えるのが、20年度以降と、こういう状況でございます。

○20番（小野沢久君） なかなかわかりにくいのですが、なぜこの質問をするかというと、まだ6.7%だ、6.6%だという金利で金を借りているということが、これはすごいことですよ。その昔の住宅ローンを借りた人だって、こんな金利を今、払っている人はいないでしょう。それがさかのぼって返せないということ、これもまたすごいことです。こんなことを一般の市民で知っている方は少ないのではないかと思います。だから、そういうことをきちんとやはり市民にもPRしていかないと、国から「起債だ、起債だ」といって借りたはいいけれども、その金利が何だ、こんなに高いのかということのこれはあらわれですよ。

これから借りるのが2%ぐらいで済むというのは、当然、恐らくもっと下がってくると思う、今、金利が下がっていますから。ようやく世間並みになったと、だから、

国がやっていることはべらぼうに、ある面ではめちゃくちゃなことをやっている。それも貸すにもいいかげんな理由をつけて、やっとなんて貸しておいて、で、こんな高い金利でいまだに金をむしり取っているというのはこれが現実ですよ。そういうことになりますよね。

だから、清水部長にもうちょっと——では、6.7%、6.6%、その下はもうちょっと、例えば5%を超えるのが何件あって、幾らになるかというのは出ますか。出なければ、それは後でやるからそれでもいいけれども、それは必要な数字ですよ、どう転んでも。それが一つ。

それから、経営健全化で職員数が減ったとか、回収率がふえたとかと、要はこれは公営企業健全化計画で職員数の適正化ということは、減ったということなのけれども、要はそういう努力をしたから、この借り換えができたということですか。そういうのがないと、これはやってくれないわけですか。そのこのところをはっきりしてください。そうでないと、担当がちょっとは頑張ったからこれだけ借り換えができたのだということだと、少しはよいしょもしなくてはいけないから、そのこのところをちょっとははっきりさせてください。

それから、回収率の話がありました。要は、我々が払う下水道料金で管理費と資本費が賄えるということが、20年度になるということですよ。だから、私は下水道料金値上げは絶対に反対ですから、これで値上げは当分しないで済むのではないかと。福生市の下水道は昭島市よりも羽村市よりも26市では一番安いということぐらいになってほしいと願っているわけですよ。ですから、値上げはもう前から絶対反対、これでそういう心配はなくなったのかどうか、そのこのところをお願いいたします。

**○都市建設部長（清水喜久夫君）** いろいろ、3点ほど御質問をいただいておりますが、5%以上、あるいは7%以下が何件あるかについては、ちょっと今、把握をしていないのですが、平均いたしますと2.93%というような状況になりまして、そのような数字になっているところでございます。

2点目の健全化計画につきましては、先ほど言いました課題、職員の適正化、汚水処理費の回収率、管渠の維持管理、水洗化の推進、これらの課題について一定水準をクリアしていたということで、7%以上の額、全額、今回実施できたわけでございますが、実施できない自治体もあるのではないかと推測はいたしますけれども、この間の10年近い健全化計画の推進が順調に來ていると、このように思っているところでございます。

それから、回収率についてですが、実は100%以上になりますので、基本的には汚水は私費、使用料は受益者負担ということ、雨水は公費の原則がございまして、その汚水の受益者負担が100%超えるということでございますので、今後の値上げはどうかというお話でございしますが、整備率100%の市が18市ございまして、そのうち18年度決算ではございますけれども、回収率が100%を超えている市が7市ございます。福生市は18年度は、先ほど申し上げましたが、85.6%でございます。福生市以上の市で、100%に到達していない市が5市、八王子市92.8%、三鷹市99.9%、昭島市94.6%、町田市93%、小平市88.2%、それぞれ

これらの5市も経営努力をしているというふうに考えますので、来年度には100%を超える市もこの中から出てくるのではないかと、こんなふうに考えているところでございます。

そこで問題の、値上げするかしないかの問題でございますが、先の話は私はできない状況でございますので、先ほど申し上げました7市のうち、超えている団体で一つとしては、手法として、選択肢として超えた部分を基金に積み立てる方法、それから逆に一般会計に繰り出す方法、使用料の値下げの方法、これらが考えられるわけですが、事前に、小野沢議員からこんな質問が出るのかなと思ひまして調べておいたのですが、基金を実施しているのが府中市と多摩市でございます。使用料の値下げにつきましては府中市が17年度に値下げをしているようでございます。一般会計の繰り出しにつきましては110%を超えてきた場合に検討したいと、こういうような市がございまして、福生市としても、この三つの中から、あるいはその他もう一つ、選択肢が出てくるかもしれませんが、三つか四つの選択肢の中から20年度に検討していただいて、方向性を出していただければ、この間、担当が努力してきたことが報われるのかなと、こんなふうに思うところでございます。

それからもう一つ、先ほど答弁していなかった部分ですが、7%以上償還したもの、5%以上の未償還の元金でございまして、20年3月末に返したと仮定いたしますと11億1154万6708円で、18件ほどございます。

○20番（小野沢久君） やはり質問してみないと、なかなかわからない、いい答えがやはり出てきましたね。これは、今回の繰上償還1億6000万円、これは清水部長の置き土産というか、努力をしたから、これができたということで、そういう面では大変いいことでなかったかと思ひます、冗談は抜きにして。やはりいろいろな形での努力がこういう結果になったという面では、十分評価をしなくてはいけないと思ひます。

それから、いずれにしても汚水が受益者、雨水が公という形でこれからも行くわけだろうから、そうすると要はやはり今の話、今の話というより100%超えた部分はどうするかということは大変貴重なことだと思うのです。企画財政部の方にすれば何とか一般会計に繰り入れてくれればこんなにいい話はないわけけれども、そうは行かないぞと。基金も一つの方法ではないかと思ひます。これからまたどんなことで費用が、負担が増加するかわかりませんから、100億円を超えた起債が順調に減ってきているという面ではそれは評価できますけれども、基金がいいのか、値下げがいいのか、これは慎重に検討する必要がある事項だと思いますので、私もこれからいろいろ勉強させていただいて、また別の機会に意見を述べさせていただきたいと思ひます。終わります。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第1号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって報告第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより報告第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第2、議案第1号、福生市組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(企画財政部長 野崎隆晴君登壇)

○企画財政部長(野崎隆晴君) 御指名をいただきまして、議案第1号、福生市組織条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

提案理由でございますが、健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法が改正されたことに伴い規定を整備いたそうとするものでございます。

平成20年4月1日から医療制度改革の一環として「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称変更されるとともに、その内容が全面改正され、75歳以上の高齢者等を対象とする「後期高齢者医療制度」が開始されることとなっており、そのための規定の整備でございます。

それでは、この組織改正による本条例の改正内容につきまして説明をさせていただきます。例規集につきましては139ページでございます。

恐れ入りますが、議案書とともに本会議資料の福生市組織条例の一部改正新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。(本会議資料参照)

第2条各部の事務分掌でございますが、市民部の項のうらの第5号、現行では「老人保健医療に関すること」となっておりますが、「後期高齢者医療に関すること」に改正をさせていただくものでございます。

また、附則といたしまして、本条例の施行期日を平成20年4月1日と定めようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務文教委員会に付託いたします。


~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第3、議案第2号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（副市長総務部長事務取扱 高橋保雄君登壇）

○副市長・総務部長事務取扱（高橋保雄君） 御指名をいただきましたので、議案第2号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。例規集では604ページ以降の別表でございます。

提案理由でございますが、産業医等の報酬額及び嘱託員の名称を改めるとともに、新たに精神障害者福祉相談員、郷土資料室嘱託員及び学校用務嘱託員の報酬の額を定めたいので、本条例別表の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明申し上げます。最初に、医師、歯科医師、薬剤師にお願いしております嘱託医関係の報酬でございますが、西多摩医師会との協議を得まして、改定をいたそうとするものでございます。

それでは、今回の改正でございますが、産業医の報酬は月額「6万3400円」から「6万3500円」とし100円の増額、福祉事務所嘱託医は月額「12万400円」から「12万800円」に400円の増額、市立保育園嘱託医は月額「2万2900円」から「2万3000円」に100円の増額、市立保育園嘱託歯科医、「1万4500円」から「1万4600円」に100円の増額、予防接種医「3万3000円」から「3万3100円」に100円の増額、学校医は「6万3400円」から「6万3500円」に100円の増額、ただし書きの2項目からの報酬も「4万2000円」から「4万2100円」に100円の増額、学校歯科医は「4万2000円」から「4万2100円」に100円の増額、学校薬剤師は「2万700円」から「2万800円」に100円の増額といたそうとするものでございます。

次に、「精神障害者福祉相談員」は東京都から移譲された精神障害者の相談体制を整備し、相談支援の充実を図るため、現在、正規職員1人で行っている相談を、新たに嘱託職員1人を配置し、2人体制とするものでございます。報酬額の日額1万円につきましては、職務内容は精神障害者の総合相談や福祉サービスの調整などを行い、資格要件は保健師、精神保健福祉士、社会福祉士の資格を有するものとしていることとでございます。

次に、「後期高齢者医療事務嘱託員」は、老人保健医療制度の改正により、名称を改正いたすものでございます。

「郷土資料室嘱託員」につきましては、専門知識を有する嘱託員制度を取り入れ、恒常的に安定した業務の遂行を図ることとしております。資格要件は学芸員、教師、社会教育主事などの資格を有する者としていることから、月額17万円にいたそうとするものでございます。

次に、再雇用職員のうち庁舎用務嘱託員の次に「学校用務嘱託員」を設置するものでございます。再雇用職員に適用しております時間額1550円といたそうとするも

のでございます。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございます。御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○14番（青海俊伯君） お尋ねをいたしますが、新規の精神障害者福祉相談員等につきましては内容、その他要件は理解できたのですが、それぞれ100円ずつ上がっているのですが、6万3400円から6万3500円とか、この100円が今の時期に上がっている根拠は何なのでしょう。お願いいたします。

○副市長・総務部長事務取扱（高橋保雄君） 100円アップの理由でございますが、この件については従来から国の人事院勧告に基づきまして、西多摩医師会との協議をさせていただいております。そんな関係で、今年度につきましては0.35%のプラス勧告というようなことで、西多摩医師会の方に提示をさせていただきまして決定をさせていただいております。

また、人事院勧告につきましては平成17年度には0.36%のマイナス勧告がございまして、その時点では逆に100円の減額というようなことにした経過がございます。そういったことで、国の人事院勧告を参考に協議をさせていただいているということで100円をアップさせていただいたということでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第4、議案第3号、福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（教育次長 宮田満君登壇）

○教育次長（宮田満君） 御指名をいただきましたので、議案第3号、福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。なお、例規集は1228ページでございます。

最初に、提案理由でございますが、学校教育法の改正に伴いまして、入学資金融資のあっせん対象に中等教育学校の後期課程を加えるとともに、規定を整備いたすために、本条例を改正する必要性が生じたため、提案させていただくものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして御説明申し上げます。まず、第2条中「大学、高等学校、高等専門学校若しくは特別支援学校の高等部又は同法第82条の2」を「高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学若しくは高等

専門学校又は同法第125条」に改めようとするものでございますが、これはあっせん対象とする学校種に、新たに「中等教育学校の後期課程」を加えるとともに、学校教育法で規定する学校種の順序に規定し直し、また、学校教育法の改正に伴う引用条名の変更をしようとするものでございます。

次に、第5条中「手続き」を、送り仮名を取りまして「手続」に、第8条及び第9条中に「一に」を「いずれかに」に改める文言の整理をしようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、施行日を公布の日といたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○14番（青海俊伯君） お尋ねをいたします。委員会に付託されると思いますので、委員外委員なものですからお尋ねします。この「中等教育学校の後期課程」というものについてもうちょっと細かく教えていただきたいのが一つ。

それと、そもそもからして入学資金融資条例は、第1条に当該保護者の経済的負担を軽減して、教育の機会均等を図ることを目的とするということになっております。これは平成8年、ほぼ10年以上前にやっているわけですが、最近、学校教育法にのっとった学校法人でないと対象にならないのですよね。しかしながら、昨今の状況を見ますと学校法人の法人格を持っていない、いわゆる学校教育法等に該当しない、いわゆる名目は専門学校とか何とか学校という形で専門的知識、あるいは技術を習得するためのいわゆる学校もふえているわけですが、この「機会均等」ということから考えると、そういうところにも門戸を開いていくことも必要ではないかと思って、前も聞いたことがあるのだけれども、実際にはどんなふうにお考えになっているか。あくまでも学校法人でないとだめというところで、まだ縛っておくおつもりなのかどうなのかお尋ねをいたしたいと思います。

○教育次長（宮田満君） この「中等教育学校」でございますが、学校教育法には小学校、中学校、高等学校とございます。この中等教育学校につきましてはそれら中学校とは違いまして、前期課程として3年間、また後期課程として3年間というような6年間の一貫教育を行うということになってございますが、東京都内では現在2校開設をされております。

次に、あっせんの融資対象につきましては、現在、学校教育法に規定する学校種の学校を対象といたしまして融資をさせていただいております。これにつきましては今後、国の動向等も見極めなければいけないわけでございますが、憲法上、また自治法上、公の支配を受けない教育機関に公金を支出してはならないという条項がございますので、この法に従って融資をあっせんさせていただきたいと考えております。

○14番（青海俊伯君） そうすると、公金を出してはいけないといことの縛りは自治法から来ているということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それと、これは前期3年、後期3年ということは、いわゆる中高一貫教育の対象校

ということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第5、議案第4号、福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（教育次長 宮田満君登壇）

○教育次長（宮田満君） 御指名をいただきましたので、議案第4号、福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。なお、例規集は1232ページでございます。

最初に、提案理由でございますが、学校教育法の改正に伴いまして、育英資金の支給の対象に中等教育学校の後期課程を加えるとともに、育英資金の支給を四半期ごとの支給としたいので、本条例を改正する必要があるため、提案させていただくものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして御説明申し上げます。まず、第1条中「高等学校」の次に「、中等教育学校の後期課程」を加えようとするものでございます。これは、平成18年に新たに設立された中等教育学校の第1期生が平成21年に後期課程に進学することに伴う整備と、学校教育法の改正に伴う規定整備により条例改正が必要となるというものでございます。

次に、第2条第1号中「子女」を「子」に改め、同条第7号中「高等学校」の次に「、中等教育学校の後期課程」を加えようとするものでございます。第2条第1号につきましては、文言整理でございます。第2条第7号につきましては、第1条の改正と同様、学校種の追加をしようとするものでございます。また、第7条に規定する支給の時期を毎月から1月、4月、7月及び10月の四半期ごとの支給に改めようとするものでございます。これは四半期ごとへの支給時期の変更は、毎年来所する保護者等の負担軽減を図るため、条例改正が必要となるというものでございます。

なお、附則といたしまして、施行日を公布の日といたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第6、議案第5号、福生市民会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（教育次長 宮田満君登壇）

○教育次長（宮田満君） 御指名をいただきましたので、議案第5号、福生市民会館条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。なお、例規集は1285ページでございます。

議案書をごらんいただきたいと思います。まず、本条例の提案理由でございますが、平成15年に地方自治法の一部を改正する法律が成立・施行され、公の施設の管理・運営につきまして指定管理者制度が導入されたことに伴い、福生市民会館に指定管理者制度を導入するため、指定管理者制度に関する規定を定める必要がございますので、福生市民会館条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

改正の内容でございますが、第17条を第21条とし、第16条の次に新たに次の4条を加えるというものでございます。

第17条は、指定管理者に市民会館の管理を行わせることができるというものでございます。

第2項では、指定管理者に会館の管理を行わせる場合の指定管理者の行う業務について定めておりまして、第1号では会館が行う事業といたしまして芸術文化の振興に関すること、第2号では会館の使用に関すること、第3号では施設、附属設備及び物品の維持管理に関すること、第4号では、第1号から第3号に掲げる業務のほか、市長が特に必要があると認める業務としております。

第18条は、指定管理者が行う管理の規準を定めたものでございまして、指定管理者が管理を行う場合、法令、本条例、規則、その他市長の定めるところに従わなければならないと定めております。

次に、第19条は、指定管理者の読みかえ規定でございまして、第6条使用の許可、第7条使用の制限、第8条使用の条件、第9条使用許可の取り消し等、第10条使用料、第11条使用料の減免、第12条使用料の不還付、第14条の設備変更等の禁止の各条文中の「市長」とあるのを、「指定管理者」と読みかえようとするものでございます。

第20条は、利用料金に関する読みかえ規定でございまして、第10条使用料、第11条使用料の減免、第12条使用料の不還付までの条文中の「使用料」及び第10条使用料第1項の別表の規定中に「使用料」とあります文言は「利用料金」と文言を整理しようとするものでございます。

第2項では、使用者は、指定管理者に会館の利用に係る利用料金を納付しなければならないこと、第3項では、利用料金は指定管理者の収入とすること、第4項では利用料金は、第10条第1項の別表に規定する額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものと規定しております。

最後に附則でございまして、本条例につきましては平成20年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○12番（阿南育子君） 福生市の場合、市民会館と公民館が同じ建物ということで、これは珍しい方だということを聞いたことがあるのですがけれども、今回の市民会館が指定管理者制度に移行していくということは、公民館との関係はどういうふうになるのかということと、あとは、今まで一体化していたということでメリット、デメリットというのはどのようにお考えになっているのか、ということをお聞きしたいと思います。

○教育次長（宮田満君） 市民会館と公民館とが併設ということで、公民館との関係はどうなっていたのかという御質問でございますが、まずこの施設、大ホール、小ホールほか集会室、調理室、美術室とさまざまな部屋がございます。公民館の条例等には公民館の専有部分としての部屋と、公民館が使用することができるという部屋の規定がございます。その中で、公民館として使用ができない部分と申しますのは大ホールと小ホールがございます。それ以外は公民館として使用できると、このような施設内の関係でございました。

2点目、公民館と市民会館が一体化していたメリットとデメリットでございますけれども、この市民会館というのは芸術文化の振興という目的がございます。一方、公民館は社会教育の振興でございますが、芸術文化の振興にも社会教育の分野で寄与できるものはたくさんございまして、そういった意味では公民館事業が芸術文化の振興を支援する、こういった講座もたくさん組まれておりまして、そういった意味ではお互いに作用し合った、そういったメリットがございました。

デメリットと申しますと余り見つからないのでございますけれども、ちょっと、今思いつかないということでよろしく願いいたします。

○12番（阿南育子君） ありがとうございます。デメリットは浮かばないということで、すごく一体化していたことがよかったというふうに今の時点ではなっているのではないかと思います。公民館運営審議会の皆さんもすごく活発に活動していらっしゃるようですし、今までのような市民の公民館活動と、市民会館が目指すところの芸術文化を市民に提供していくというところがうまくリンクして、これまでどおり行けるような指定管理者というのを選んでいくことが、この福生には特に必要なのではないかと思います。そういったところで、八王子ですとか多摩ですと、文化財団みたいなのところがそもそもずっとかかわってきていて、それが指定管理者に制度ができたので変わるというようなことになったようなのですけれども、そういう形が見えてるとすごく安心なのですから、福生市の場合はそういう文化財団みたいなわかりやすいものが今の時点でちょっと見えないかなというところがあるので、その辺がちょっと心配な点ですので、指定管理者を選ぶときに、そうした福生市の状況とか、芸術文化というところが余り商業に偏るとかでなくて、もうけ主義みたいになっちゃうのではなくて、維持管理というところはもちろん考えなければいけないと

思いますけれども、市民に寄与するというか、芸術分科の分野で寄与するものというところの目的が損なわれないような管理者を選んでいただければということをお願いして終わりにします。ありがとうございました。

○14番（青海俊伯君） 二、三、お尋ねをいたしますが、既に指定管理者制度が運用されている児童館等々があって、そのときにいろいろな評価基準でもって選考したときに、いろいろな基準でもって結果的には市外の団体のところが入ったわけですが、この指定管理者自身はどこかで条例で決まっていたか、指定管理者条例みたいなものがありましたか。あったら、何ページとリンクするか教えてください。

それで、言わんとするところは、今、阿南議員も言った関係も若干あるのですが、大ホール、小ホールというのは今でも市の単独事業として文化芸術の振興として、いわゆる使用料を取って、入場料を取ってやって、うまくいくときもあれば、採算が合わないときもあるといった中で、指定管理者になるとやはりそこら辺がかなり強化されると稼働率と言いますか、ふえてくることが予想されるわけですが、そうしてくると、また逆なことを言うと、市の文化団体のいろいろな事業だとか、そういうものが滞ったりしないかという危惧もあるわけです。ということも含めまして、かなり慎重にさせていただきたいと思うわけですが、その辺のところは単純に指定管理者を選定するときにやるだけで、この条例については何らそういう制約と言いますか、リスクを回避できるような仕掛けはとらないのかどうなのか。これを見るとそういうのはないわけです、指定管理者を選ぶ段階において。できれば雇用も市内の人を使っていたきたいし、できればその中で市内の方々がそういう運営のノウハウを持って、先々市民参加型に持っていけるのが一番いいのではないと思うわけですが、市民会館というのは市民と行政を結ぶ非常に大きな会館でもありますので、その辺のお考えについて伺いをいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、まず全体的な条例のお話をいただきましたので、例規集の442ページに、福生市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例ということで、全体的な手續等に関する条例の中で、こういった規定を定めておりまして、この条例に基づきまして各施設の条例の中で規定をしているというような、条例に関してはそんな状況でございます。

○教育次長（宮田満君） 2点目の御質問の市の主催事業等の実施と、また市内の団体等の関係でございますけれども、現在、市民の芸術文化振興に関心を持っていただくために、自主事業といたしまして市民会館では幾つかの事業を実施してございます。こういった実施事業は重要な事業でもちろんございますので、この指定管理者にも提案をいただきまして、今以上の芸術文化振興につながる事業を提案いただいて、それを実施していただくと、こういった考えでございます。

この指定管理者を導入する目的そのものが事業の活性化ということも大きいわけですので、今後、運営基準等、また選考に当たってはその辺は重要視するところでございます。

また、市内団体の活動を阻害しないかということでございますけれども、従来どおり市の方では、市内の団体等の活動の育成、これには十分な支援をしていきたい、そ

ういった配慮を十分に考慮してまいる所存でございますので、よろしくお願いいたしますします。

○14番（青海俊伯君） ありがとうございます。そこで、1点お聞きしたいのですが、市民会館条例……、よくわからないのだけれども、五日市街道に面している立体の市民会館の駐車場があるではないですか。あれはこの指定管理者の管理下に置かれますか。というのは、たびたびいろいろな機会を通して有効活用をしていこうという話の中で、例えばの話、先々、あそこを開放してしまっ、有料にしてしまっ、市民会館の人だけ無料にして、あとは商店街の活用に駐車場を使いたいなという発想が仮に起きたときに、これは指定管理者のもう管轄だから、そんな話は無理ですよということになるのか、立体駐車場の管理の部分はどこに帰属するのか、それだけ教えてください。

○教育次長（宮田満君） 現在、市民会館・公民館利用者の駐車場につきましては、市民会館・公民館の管理下で行っておりますけれども、これの市民会館・公民館利用者を優先して、ほかの方の利用はできないようにするかどうかということで御質問をいただいておりますけれども、これから条例が改正されますと、いろいろな協定書をつくっていくわけでございます。そういった協議事項の中で現在これは記入していこうということで、今、担当課等は検討中ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○14番（青海俊伯君） 私、それをやるとか、やらないとか、開放する云々というのはまた別な世界の話で、仮の話として、そういうふうな流動的な使い道が将来起こる可能性があるときに、それを、例えば議会の方で質問して、行政も「そうだな」と思ったとするではないですか。「なるほど、そういう使い道もあるかな」と。そういうときに、「いや、実は、指定管理者制度になっているので、それ自身は向こう何年間はさわれませんよ」ということであっては、いささか問題が起きるのではないかと、それらに対してどういう網かけをするのかどうなのか、そういう意識はもたらないのか、それはしっかりと指定管理者とのやり取りの中でやっていこうとするのか。「今、検討している」と言っ、4月1日からやろうとしているのに、今から検討して間に合う道理がないではないですか。だって、指定管理者でやるのに中途半端になっていたらどうしようもないと思うのだけれども、そこの辺のところはいかがでしょうか。

○企画財政部長（野崎隆晴君） ただいま市民会館の事例でお話をいただきました、市民会館の場合、駐車場につきましては当然市民会館の附属施設ということになってまいりますので、管理をしていきますのは当然、今後、指定管理者になると思っております。

また、その後の運用と言いますか、例えばまた有料にする、あるいはほかの手法をとるといってやはり条例で定めたり、そういった手続等もしなければならぬ場合もございますので、そういった場合等々につきまして協定書で、その内容等々につきましては市とその指定管理者の間の協定書で定めるというような、そんな手続があるのかなというふうに今現在、現時点ではそんなふうに思っております。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 11時20分まで休憩いたします。

午前11時8分 休憩

~~~~~

午前11時20分 開議

○議長(原島貞夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第6号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(教育次長 宮田満君登壇)

○教育次長(宮田満君) 御指名をいただきましたので、議案第6号、福生市体育施設条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。なお、例規集は1352ページでございます。

最初に、提案理由でございますが、福生市武蔵野台テニスコートを利用の安全性の確保のために、平成19年度に改良工事を行いまして、さらに利用の拡大を図ろうとフットサルでも兼用使用できるように整備いたしました。つきましては、年度内に工事が竣工いたしますことから、武蔵野台テニスコートをフットサルで使用する場合の使用料の額を新たに定めたく、提案させていただくものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして御説明申し上げます。このフットサルはテニスコート2面分を使用いたしますことから、第18条使用料、第1項の別表第3備考の欄中の3を「4 福生市営武蔵野台テニスコートをフットサルで使用する場合の使用料は、当該テニスコート2面分の額とする。」の文言を加えて改めようとするものでございます。

なお、附則でございますが、本改正条例は平成20年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○19番(田村正秋君) 今回の武蔵野台テニスコートとフットサルと併用する整備ですが、もう少し細かく説明をいただきたいのですが、私どもの会派の方でも非常に要望もしておりましたし、非常に期待をしている事業ですが、時間が非常にかかったということの経過をちょっと説明していただきたいと思います。

それと、これからの未来型のこういう施設につきましては複合型ということですが、考え方としては一つの施設を多目的に使えるというのは非常にありがたいと思うのですが、利用者の声とか、あるいは期待する声とか、私の方にもいろいろな声が出てい

るのですが、そういった利用者の声とかそういったものにつきましてはどういうふうに把握しているのか。

それと、当初、これができると申し込みが非常に殺到するのではないかということも考えられるのですが、その辺のことにつきましてもお願ひいたします。

それと、これにかかわって防衛補助だと思ふのですが、予算はどのくらいかかるのかというふうなことで、今、800円が2面という形でよろしいのかどうか。これができるときに、この料金体系にしてもいろいろ問題があったと思ふのですが、その辺につきましてよろしくお願いします。

○教育次長（宮田満君） 御質問の1点目、時間がかかっているのではないかという御質問をいただきましたけれども、この工事につきましては議員御指摘のとおり、補助金をいただいて実施したものでございます。このテニスコート、安全の面で改良するということから、またフットサルの兼用施設にする、そういったところの使用目的につきまして補助金を出していただく国の方の担当者との意見調整に時間がかかったと、これが第1の、ほとんどこの原因でございまして、なかなか理解が難しかったということでございます。

それから、利用者の声、期待する声の把握でございしますが、この武蔵野台テニスコートをフットサルとの兼用にしようとしたときには、テニスを愛好されている方の声を十分にお聞きし、また、フットサルをされている方の声をお聞きする中で、こういった2面をフットサルのコートとさせていただくということで歩み寄っていただきまして、御同意をいただいた、そういった中で声を把握し、反映させていただいたというふうに御理解いただきたいと思います。

この予算、工事費でございしますが、総額で申し上げますと予算額2548万1000円でございまして、このうち工事費が2508万1000円、設計委託料が40万円でございます。この中で調整交付金等の充当額が2280万円ございました。

それと、使用料の件でございしますが、これはただいま議案の条例改正の説明で申し上げましたとおり、フットサルのコートがテニスコートのちょうど2面を使用することで、テニスコートの使用料が1面当たり1時間800円でございますので、フットサルにつきましては1時間当たりその倍ということで1600円に設定させていただいております。また、夜間、御使用される場合の照明設備の使用料でございしますが、テニスコート1面当たり1時間1000円を市内の利用者の方にはいただいております。これも2面分の照明を使うということでございますので2000円、このように設定をさせていただいております。

○19番（田村正秋君） ありがとうございます。今回、こういった複合型の施設というのは初めてのスタートなものですから、我々も期待しているところが大きいのですが、その中でやはり今後の考え方ですが、市内には幾つかテニスコートもあるのですが、将来的に向けてはそういう複合型に向けてスタートしていくのかどうなのか、もう一度お願いいたします。

○教育次長（宮田満君） 今回の一般質問の中でも、ストリート系のスポーツが最近是非常にはやっているという御質問をいただいておりますが、やはりスポーツも時代

とともにやはり廃りが非常に多くて、昔人気があったスポーツが今は余り愛好する方がいないと、また、急激に愛好する方がふえてくるスポーツというものもございますので、そういった急激な変化にはなかなか施設を改良していくことは、対応は難しいのかなと。ただ、時代のこういった流れの推移をよく見極めまして、その辺を検討・考慮させていただきたいと思います。

○14番（青海俊伯君） 1点、伺いをいたします。フットサルに兼用してもらうのは大いに結構で、ありがたい話だと思っておりますが、やはり私の感覚からすると金額がかなり安いかなと思っておりますので、相当利用者が多いかなと思っておりますが、そこでお聞きしたいのですが、武蔵野台テニスコートの周辺には駐車場のスペースがほとんどないのですが、フットサルをやるとなると大体10名ですね、チームで練習しようと思うと。そうすると少なくともほとんどの人が仕事帰りに来たり何かすると——羽村市のフットサル場は実は養護学校の隣に民間でやっているのですが、そこでちょっと縁があって見ていたのですが、ほとんどいろいろな荷物を持ってくるので、1台で来るのですよ。そこはいつも道路が駐車場になって、結局そこは成り立たなくなってしまうのですが、その駐車場対策はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。利用者の思うに任せて、利用者の責任でとめてくれというのか、それともあそこの公園の一角を有料駐車場スペースとして将来しっかりと確保していこうとするのか。テニスされる方は1面使うと最低でシングルで2人、ダブルスでやっても4人です。今度はいっぱい来て、また次の人が来たら、次のチームが入ったり入れかわったり二重になるわけだから、その辺のお考えをお聞かせください。

○教育次長（宮田満君） 駐車場対策でございますが、現在、武蔵野台テニスコート駐車場といたしましては20台を用意をさせていただいております。これがフットサルの利用になりますと、先ほど来、御説明申し上げておりますけれども、テニスコート2面を1面で使うということになりまして、テニスコート利用者というのは今御指摘のとおり2人から4人と、こういった少人数の利用が多い。しかし、結構それぞれが自動車で見えているわけでございまして、2面を1面で使うということと、利用者の人数、そういったところを考えますと、何とか現在の20台の駐車場で済んでいくのではないかと思います。ただ、これも開設してみないと結論的なことは申し上げられませんが、十分推移を見極めさせていただきたいと思います。よろしく願いします。

○6番（原田剛君） 武蔵野台テニスコートというのは、本当に人気が高いところで、テニスをやられる方にとっては周りがマンションなどで囲まれていて、風の影響を受けないということで、非常に人気があるところで、そこにフットサルを持ってくるという話になったときに、やはり「何でここに持ってくるのだ」というような話も上がっていたところで、担当の課長さんには本当にいろいろ御苦勞をさせていただいたところがございますが、今後、料金的なものを見ますとやはり安いかなと思うのです。その関係で集中してくるのではないかとという予想がされるのですが、その際にテニスをやる方もそこは人気の高いところでありまして、予約とかその辺に関して早い者勝ちなのかどうなのかとか、いろいろ公平性とかあると思いますが、その辺に対してはい

かがお考えでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

○教育次長（宮田満君） 御指摘のとおり、武蔵野台テニスコートは非常に人気が高いテニスコートでございます。また、愛好者の利用率が当然高いわけございまして、当面は抽選を行っていかうと。フットサルの利用につきまして予約は、テニスコート優先の抽選会も、先着順として受け付けしたいと、このような考えでおります。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第8、議案第7号、福生市体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（教育次長 宮田満君登壇）

○教育次長（宮田満君） 御指名をいただきましたので、議案第7号、福生市体育館条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。なお、例規集は1360ページでございます。

議案書をごらんいただきたいと思います。まず、本条例の提案理由でございますが、平成15年に地方自治法の一部を改正する法律が成立・施行され、公の施設の管理・運営につきまして指定管理者制度が導入されたことに伴い、福生市体育館に指定管理者制度を導入するため、指定管理者制度に関する規定を定める必要がございますので、福生市体育館条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容でございますが、第19条を第23条とし、第18条の次に新たに次の4条を加えるというものでございます。

第19条は、指定管理者に体育館の管理を行わせることができるというものでございます。

第2項では、指定管理者に体育館の管理を行わせる場合の指定管理者の行う業務について定めておりまして、第1号では体育館が行う事業として、スポーツ及びレクリエーションの指導並びに普及に関すること、第2号では体育館の使用料許可に関すること、第3号では施設、附属設備及び物品の維持管理に関すること、第4号では、第1号から第3号に掲げる業務のほか、教育委員会が特に必要があると認める業務としております。

第20条は、指定管理者が行う管理の基準を定めたものでございまして、指定管理者が管理を行う場合、法令、本条例、規則、その他教育委員会の定めるところに従わなければならないと定めております。

次に、第21条は、指定管理者の読みかえ規定でございまして、第3条管理、第4条休館日、第5条開館時間、第7条使用の許可、第8条使用の制限、第9条使用の条件、第10条禁止行為、第11条使用許可の取り消し等、第12条使用料、第13条、第11条使用料の不還付等の各条文の「委員会」とあるのを「指定管理者」と読みか

えようとするものでございます。

第22条は、利用料金に関する読みかえ規定でございまして、第19条指定管理者による管理の規定によりまして、体育館の管理を指定管理者に行わせる場合におきましては、第12条使用料、第13条使用料の不還付及び第12条使用料の別表第2の規定の中に「使用料」とあります文言は、「利用料金」と文言を整理しようとするものでございます。

第2項では、使用者は、指定管理者に体育館の利用に係る利用料金を納付しなければならないこと、第3項では、利用料金は指定管理者の収入とすること、第4項では利用料金は、第12条使用料第1項の別表第2に規定する額の範囲内におきまして、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものと規定しております。

最後に附則でございしますが、本条例につきましては平成20年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上でございしますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○14番（青海俊伯君） 毎回で申しわけないのですが、委員会は傍聴いたしますが、ここでお聞きいたします。

市民会館とか公民館とかとは異なって、体育館というのは冒頭にありますように「スポーツ及びレクリエーションの指導並びに普及に関する」と、非常に特別なと言いますか、一つの技術と言いますか、理論的なものを持っていらっしゃらなければできないと、こう思っております。福生市内には体育協会もあれば、あるいはスポーツ指導員の方もいらっしゃれば、ラジオ体操の普及をされる方もいるし、また、市民の方の中にはスポーツの理論的に専門の方もいらっしゃると、るる伺っておりますが、本来的には、こういう市民参加型で体育館だとか健康管理とか、市民に直結するような、市民の健康増進に直結するようなものは、そういうものの模索をした方がいいのではないかと個人的には考えておるのですが、確かに指定管理者にすることは大事なのだけれども、体育館まで、体育館をすぐに指定管理者制度に入れ込むという前段として、そういう地域の、福生市内の人材を活用した組織化をして運営していこうとか、意見を聞きながらやっていこうとかという発想が、この条例を出すときにお考えになったかどうか一つです。

もう一つは、この体育館条例の第1条に、福生市に市民等の体育、レクリエーション、娯楽その他の集会の用に供するため、体育館を設置するという中で、地域体育館の中には会議室がそれぞれ、熊川も武蔵野台もございしますが、その他、集会の用に供するためという意味合いでは会議室があるのだと思うのですが、私、以前、会議室の使用を申し込みしたときに断られた経緯がございまして、「体育館だから体育関係の団体でなければ貸せない」とこう言われておるのだけれども、指定管理者になっても同じでしょうか。それとも、その発想が違っているのか、いろいろな形で集会に、会議室があいていれば使わせてもらえるのか、公民館だとかそういうのと同じで使わせて



いただけるのかどうかを確認をしておきたい。以上、2点です。

○教育次長（宮田満君） 地域の人材の活用が、この指定管理者に移行する体育館の中でどのように行われるかと、このような御質問かと思いますが、現在、スポーツ振興課ではさまざまな教室、講座等を通じまして人材の育成、こういったところにも大きく寄与しているわけございまして、そこで育った人材が体育館という施設をもちろん使った指導に進んでいくという方もいらっしゃいますが、そのほか地域、町会、さまざまな場で、その知識、技能を発揮していただくと、こういったこともございます。こういった人材の活用については、もちろん地域体育館は指定管理者の方に移行させていただきたいと思いますが、この体育館が行う事業がやはりございまして、この事業については協定で取り決めていくわけでございますが、現在、スポーツ振興課の主催事業という形でさまざまな教室を組んでございます。そういった教室の内容につきましても担当課と詰めていく、そういった中で地域の方に入っていただくこと、そういったことは十分に今後推進されていくのではないかと、このように考えてございます。

それから、2点目の地域体育館の中にある会議室等の使用でございますが、これは体育関係団体の方々の会議が確保されることがまず優先的にされなければならないという前提がございます。それと、そういったことでどうしても現在、またこれから会議室等がふさがれる機会もふえてくるとは思いますけれども、そういった場合には市内にございます地域会館、そういった集会施設を紹介いたしまして、そちらを利用させていただきたい、このように考えてございます。

○14番（青海俊伯君） 指定管理者制度を導入するときに、地域の人材だとかそういうものを活用しながら、例えば市民会議でも構わないし、そういう方々と一緒になって運営をやっているという研究だとか発想は起きなかったのかということです、お聞きしたのは。

それともう一つ、今の御答弁の中で地域体育館が体育関係の団体の者を優先するなどというのは条例のどこにも書いていないわけです。それはおかしい話で、あくまでも公民館とかそれはもちろんあるけれども、あまねく市民がお金を払ってやっているのだから、平等の原則からいったら批判するでしょう。ところが、今そういうお考えだから、実際の窓口の方に聞くと門前払いになってしまうのですよ。確かに地域の公民館だとかそういうところで使えればいいけれども、ほとんどが日常的に町会も一生懸命に頑張っている、いろいろなサークルも頑張っているから、突発的に使いたいなというときに使えないわけです。そのときに行っても、「青海さん、体育関係者ではないから」といって、それは終わりのわけです。じゃあ、私が払った税金はあそこに1円も使われていないのかということになるでしょう。

条例にちゃんと明記されているのであったら、いいですよ、それは条例のことで私は反対意見を言うから。でも、これは福生市民等の云々で、その他の集会の用に供するために体育館を設置しているわけでしょう。だから、心配しているのはそういう発想からいけば、指定管理者になった人は、今のお話もうのみにしますから、そうするとともにガチガチになってしまいますよ。その辺のところの御答弁を願います。

○教育次長（宮田満君） 御質問の1点目の、地域人材の活用の発想でございますけれども、もちろん教育委員会といたしましては市民との協働でこういったスポーツ振興も図っていこうということが前提でございますので、こういったことを視野に入れてまして今回の指定管理者制度の導入につきましても検討を重ねてございます。

それから、2点目の施設の使用の問題でございますが、条例を今、引用されてございますが、この条例の中にも体育館の条例施行規則がございまして、使用料の減免等の規定がございまして、こういったところにのっとって、現在は使用の許可等を出していると、このように御理解をいただきたいと思います。

○14番（青海俊伯君） 条例と施行規則と、どちらが上位規則なのですか。施行規則で決まっているから、条例の中で違うなどというのは本末転倒ではないですか。

○教育長（宮城眞一君） 御質問をいただいている関係のことでございますが、市内ではいろいろな目的を持っていろいろな施設をつくらせていただいております。したがって、施設に応じた用途の中で御利用いただくようにというようなことは、ある意味で施設を設置いたしますときの一つの考え方でもございましたので、それぞれの施設につきましてはそういう設置目的等々を掲げさせていただいているわけでございます。

議員が御指摘いただいておりますように、この体育館条例の設置目的等にはかなり幅広い記述の仕方をしているというところが確かにあるところでございます。いわゆる体育施設でございますので、この体育施設を使う場合に、優先の度合いからしますとやはり体育関係者、あるいは体育施設の具体的な、スポーツ、体育等で利用される方々が優先をされるということにはなるわけでございますが、ただ、施設の設置当初の状況からいたしまして、第1条の趣旨等々を踏まえてまいりますと、その施設の利用が可能な、あるいは空きの時間があるようなときには、多少弾力的な活用というようなことも考えていいのではないかと、このようには私としては考えているところでございまして、今後内部でのその辺の調整等を十分してまいりたいと、かように考えております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○12番（阿南育子君） 先ほどの市民会館のことと、ちょっと似ているかもしれないのですが、また、今の青海議員の御意見にもすごく似ているのですが、関連するのですが、体育館、これから使用していく方たちというか、市の事業との連動性というか、すごく大事だと思うのですが、そこで、指定管理者を入れて利用料金のことなども指定管理者の収入になっていくわけで、指定管理者から見たら、自分たちの事業を回していく大きな資金源になっていくと思うのですが、そういったことで使い方が市の方で、いろいろな意見が出たときに、利用料金のことなどは意見を言うことができるのでしょうか、値下げのことであるとか。

例えば、小・中学生の使用については料金を下げようとか、健全育成を目的にそういうことをしていこうみたいなことが出たときに、そういうことはできるのかということと、あとはこれから特定健診なども始まっていて、「健康ふっさ21」を進めているところの中で、この体育館の果たす役割というのは指導員の方も含めてすごく大きなことになっていただくように思うのですけれども、そういったことで

のそごはないのかということと、あとそれから、会議室の使用に関してですけども、私も何回か会議で借りたことが実はありまして、ある一定のときから借りられなくなったような気がしているのです。例えば体育の関係、スポーツの関係のサークルの方が実際に打ち合わせをしたいのに、既に会議室が埋まっていて使えないではないかみたいな、そういった苦情が寄せられたというようなことがあったのでしょうか、その辺をちょっとお聞かせください。

○教育次長（宮田満君） 御質問の１点目の、利用料金の額の設定でございますが、この利用料金の額につきましてはあらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるというものでございまして、利用料金を設定するに当たりましては、十分に市の方とその辺は調整していくと、このように御理解をいただきたいと思います。

それと、２点目の市の他の「健康ふっさ２１」に載っているような事業、こういった事業との関係でございますが、この指定管理者制度がこの体育館に導入されても、当然市の方で行う事業というものの、年間これだけ入りますよとか、こういった形では指定管理者に伝えまして、年度当初の協定の中でその辺は盛り込んでいって、市の他の事業との整合性が損なわれないよう、このような配慮をしていく予定でございます。

それから、３点目の集会、会議室等の利用について苦情があったかということでございますが、地域体育館の集会室、会議室等につきましても、非常に使用の度合いが高いと、そういった意味ではバッティングしていく機会も非常にふえていまして、どうしても集会室が使えなかったと、先着順ということもございますけれども、そういった団体からの苦情というものはございました。

○１２番（阿南育子君） ありがとうございます。市の事業と一緒に進めていくというような関係性を持てるような指定管理者を選んでいただきたい、ということをお願いしておきたいと思います。

それから、体育館ですが、先日、公民館などに行きましたら、また公民館と体育館は設置の目的が違うからとおっしゃるかもしれないのですが、やはり市民のいろいろな方たちの居場所であるということにおいては同じだと思うのです。公民館のあそこを入ったところのロビーのところにテーブルといすがあって、「サークルや何かの皆さん、どうぞお使いください」と書いてあるのですが、そこで中学生か小学生ぐらいのお子さんですか、勉強していたりとかというふうに使われていて、かねてからそういうふういろいろな中高生の居場所みたいなことで使わせていただけるというか、いてもどかさないというか、そういう緩やかな、温かな居場所というのにも必要ではないかというので、そういう対応をお願いしてきた中で、公民館のそういう光景を見ましたら、すごくよかったなと思うのですが、どうもやはり体育館は中学生あたりがいて、ちょっと「どいて」と言われてしまう傾向があるようなのです。明らかにスポーツをしに来た子ではない子たちがたまっていたりする場合もあるのです。待ち合わせの場所に使ったりとか、そこで、大騒ぎをしているとかというのでしたら注意していただいてもいいかもしれませんが、そこでちょっとお話をしているぐらいでしたら、あとはちょっと勉強しているということにも使える場所でもあるかなと思

うので、そういうときに、ちょっと緩やかな対応ができるといいのではないのかなというの、ちょっとお願いしたいというのがあります。

それと、会議室の使用ですが、混んできたということは、先ほど青海議員のお話の中にも出てきたように、やはり市民活動がすごく豊かになって、いろいろなグループがたくさん場所を求めているということだと思うのです。そういうときに、やはりあいているところはだれでも使えるというふうにしておかないと、結局、では体育のためにというふうに、体育のサークルのためにといってずっとあけておいても、使われないかもしれないわけですよ。でも使いたい人がいるというのだったら、やはり使っていただく方がいいと思うので、それはうまくやっていただきたいですし、全部の会館を回って、全部あいていませんでしたということがわかれば、そこは使えるのかとか、今、検索システムもできたわけなので、「確かに、ほかはあいていませんね」ということならばいいとか、何か納得できるような、みんなで使っていくという、どこの部屋も、公民館とか管轄とかを超えて稼働が上がっていくというか、どこの部屋も使っていけるような可能性を、市民活動がもっと広がって、豊かになっていくために、使えるという発想で、体育館の会議室の使用ということもぜひ考えていただきたい。

私、今ちょっと記憶が定かでないのですが、中央体育館の奥の方の暗い小さな部屋で、幼児サークルの会議をしたことがあるのですが、そういうところからやはり人が集まって、かかわりを深めてまちをつくっていくということにつながっていくわけですから、やはり体育館だからどうか、公民館ならこうだとかということではなくて、ちゃんと市民活動が豊かに広がるような使い方という視点に立って、使いやすいやり方というのを模索していただきたいということをお願いします。よろしくお願いします。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩といたします。

午前11時58分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたさせます。

（吉野議会事務局長報告）

1 後期高齢者医療に関する資料について（別添資料参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 続きまして、日程第9、議案第8号、福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(子ども家庭部長 町田正春君登壇)

○子ども家庭部長(町田正春君) 御指名をいただきましたので、議案第8号、福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。なお、例規集は1578ページでございます。

初めに、提案理由でございますが、本条例につきましては対象者の一部負担金等が老人保健法の規定に準拠しておりますことから、健康保険法の一部改正により、老人保健法の名称が高齢者医療の確保に関する法律に改正されましたことと、新たに後期高齢者医療制度が創設されましたことに伴い、規定の整備をいたそうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、お手元に御配付の本会議資料、福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例新旧対照表を御参照いただきたいと思います。(本会議資料参照)

本条例の第6条では、医療費の助成の範囲を規定しておりますが、第1項中の下線の部分「老人保健法(昭和57年法律第80号)第28条第1項」を、「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項」に、被保険者名の「老人医療受給対象者」を「後期高齢者医療の被保険者」に、「同法第17条の7」を「同法第56条第2号」に、「高額医療費」を「高額療養費」に、「老人保健法第28条第1項各号」を「高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号」に、また、一部負担金等相当額等の支払い方法を規定しております第7条の2第1項中下線の部分「老人保健法第28条」を「高齢者の医療の確保に関する法律第67条」に改正いたそうとするものでございます。

次に、議案書の方にお戻りいただきたいと思いますけれども、附則といたしまして第1項は施行日の規定で、本条例は平成20年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

第2項は、経過措置でございまして、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例によるとしております。

以上でございますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第10、議案第9号、福生市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(福祉部長 星野恭一郎君登壇)

○福祉部長(星野恭一郎君) 御指名をいただきまして、議案第9号、福生市介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由並びにその内容につきまして、説明を申し上げます。なお、例規集は1824ページでございます。

まず、本条例の提案理由でございますが、介護保険料の普通徴収の納期を改定するとともに、平成20年度における介護保険料率の特例に関する規定を追加することに伴いまして、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、本条例の改正内容につきまして、説明させていただきます。恐れ入りますが、本会議資料「福生市介護保険条例の一部改正新旧対照表」をごらんいただきたいと存じます。左側が改正案、右側が現行となっております。普通徴収に係わる納期を定めております第6条第1項におきまして、現行8月から翌年2月までの6期といたしておりますが、これを納期の開始を7月とし、全8期に改めようとするものでございます。これは、後ほど国民健康保険税の普通徴収の納期も同様の改正をお願いしますが、納期数をふやすことによりまして、1期当たりの保険料負担額を軽減し、また収納率の向上等も期待できるものと考えるところでございます。なお、この普通徴収の対象者は、約2000人と見込んでおります。

次に、附則に第6条といたしまして、平成20年度における保険料率の特例に関する規定を追加するものでございます。これは、平成17年度の税制改正に伴いまして、平成18、19年度の2年に限り、介護保険料の激減緩和措置を実施してまいりましたが、国におきましてこの激減緩和措置を平成20年度も継続できるよう政令の一部改正が行われたことによりまして、介護保険料の激減緩和措置を平成20年度も継続して実施するため、所得段階別の第4段階と第5段階の激減緩和措置対象者の保険料年額を附則第6条の第1号から第7号までに定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、本会議資料の2枚目の「第3期(平成18～20年度)所得段階別介護保険料」、横長の表をごらんいただきたいと存じます。表の網かけとなっております部分のうち、所得段階の4-1、これの一番右側でございますが、平成20年度の保険料年額は4万5800円となっております。本来、第4段階の保険料年額はその上の欄の年額5万5200円でございますが、これを年額4万5800円に激減緩和措置を行うものでございまして、このことを附則第6条の第1号で定めております。以下、同じように所得段階の4-2では、保険料年額を4万5800円とすることを、附則第6条第2号で、所得段階の4-3では、保険料年額を5万200円とすることを附則第6条第3号でそれぞれ定めております。

次に、所得段階5-1につきましては、本来は第5段階の保険料年額は6万9000円でございますが、これを年額5万5200円とするもので、このことを附則第6条の第4号で定めております。

以下、所得段階5-2では、保険料年額を5万5200円とすることを附則第6条第5号で、所得段階5-3では保険料年額を5万9600円とすることを、附則第6条第6号で、さらに所得段階5-4では保険料年額を6万4000円とすることを、附則第6条第7号でそれぞれ定めております。

これらは、平成19年度と同様の激変緩和措置を実施しようとするものでございます。なお、この激変緩和措置の対象者数は1200人、激変緩和額は約900万円と見込んでおります。

議案書にお戻りいただきまして、最後に附則でございますが、第1項は本条例の施行期日でございます、この条例は平成20年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

第2項につきましては、経過措置でございます、改正後の福生市介護保険条例の規定は、平成20年度以後の年度分の介護保険料から適用し、平成19年度までの介護保険料については、なお従前の例によるものと定めようとするものでございます。

以上でございますが、御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○20番（小野沢久君） 納期の改正は、そういう面では今まで何でこんな納期なのということ、ずいぶん苦情を言ったこともあるのですけれども、大幅に改正されて結構なことではないかと思えます。これは、我が市だけがこうなるのですか。そうではなくて、全国一斉になるのですか、そのことと、このことによって平均的なところで、支払いが、6期が8期になるわけだから、1回で払う金額の差がどのくらいになってくるのか。6で割るのと、8で割るのとの違いですから……、その方が払うのに楽になるのかどうか。それで、おけるとどのくらいで督促が来るのかどうか、そのところもちょっとお願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） 全国的にということですが、実際のことを言いますと、介護保険料は8期にさせていただきますが、もととなるのはやはり国保税8期ということになりますので、それと合わせた形で8期にさせていただいております。

ちなみに、26市の状況で見ますと、6期のところが福生市も含めまして幾つかあったのですが、国分寺市とか立川市とかいう状況がやはり6期だったそうではありますが、そのほかは8期以上というような状況のようではありますが、国分寺市、立川市もここで8期に改正をするというようなことを聞いております。

それから、6期が8期になるので、6分の1の負担が8分の1の負担になると、そういうことで御理解をいただければなと思えます。具体的に金額を出してどうのこうのということにはちょっとならないかと思えますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

○市民部長（石川弘君） 6期と8期の違いでございますが、例えば10万円の税であれば、6期で1万6600円と、それから8期であれば1万2500円と、こういう差でございます。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、市民厚生委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君） 日程第11、議案第10号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第10号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正の内容について御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、国では健康保険法等の一部を改正する法律が、平成18年6月21日公布され、4月からは改正された中で老人保健法が改正され、75歳以上の老人医療対象者は4月からは改正後の新たな高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、後期高齢者医療制度に移行することとなっておりますので、本条例から老人保健法に係わる部分の文言について削除し、条文整備をお願いいたしたく提案をさせていただくものでございます。

次に、改正の内容につきまして御説明させていただきます。議案書を御参照願います。第5条一部負担金の規定中「老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）」を削除させていただくものでございます。

次に、第8条第1項中精神医療給付金の規定につきましても、第5条と同様に「老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）」を削除させていただくものでございます。

附則といたしまして、第1項は、条例の施行期日を平成20年4月1日といたそうとするものでございます。

第2項の経過措置は、改正後の本条例の規定は、施行期日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、市民厚生委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君） 日程第12、議案第11号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第11号、福生市国民



健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正の内容につきまして御説明申し上げます。例規集につきましては、1870ページから1874ページでございます。

初めに、提案理由でございますが、平成18年6月に、医療制度改革に伴う健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、あわせて地方税法の一部改正が行われ、65歳以上75歳未満の被保険者で、年金の受給者は後期高齢者医療制度と同様に、平成20年度から保険税を特別徴収、いわゆる年金天引きの方法により徴収することになりました。これを受けまして、平成19年10月31日に、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことによります改正と、特別徴収を実施するに当たりまして、普通徴収の納期につきましても改正をいたしたく、本条例を提案させていただこうとするものでございます。

なお、国民健康保険、健保組合等からの現役世代から新たなる後期高齢者医療への支援金が出るようになっておりますが、この支援金は現在の国保税率の中で医療分、介護分及び支援分の3本に仕分けされることになり、さらには、これらは賦課限度額が設定されてまいります。この賦課限度額につきましては、地方税法の一部改正によるもので、現在、国会に上程されておりますが、国会を通過する日が不透明でございます。したがって、地方税法が成立しないと議案として上程できない状況でございますことから、地方税法に係わる部分の国民健康保険税条例の一部改正は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をお願いすることになると思われましますので、あらかじめ御報告を申し上げます。

また、これらの改正につきましては国民健康保険運営協議会にお諮りいたしましたところ、全員異議なく答申をいただいたところでございます。

次に、改正内容の説明の前に事務処理の流れについて説明をさせていただきます。恐れ入りますが、お手元の資料を御参照いただきたいと思います。(本会議資料参照)

お手元に御配付の本会議資料3枚目の5ページをお開きいただきたいと思います。特別徴収の基本的な事務処理の流れにつきまして、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、①が左側中央に二つございますが、社会保険庁、共済組合から対象者の抽出をいたしまして、②の共済対象者情報を集約し、③において全国の対象者情報を集約し、④の国保中央会及び国保連合会においてデータの振り分けを行います。⑤では市町村別対象者情報の整理を行い、⑥で市町村において対象者の特定を行います。⑦において市町村別徴収依頼情報を整理いたしまして、⑧の国保中央会、国保連においてデータの一本化を行い、⑨では全国分の徴収依頼情報を整理し、社会保険庁へ、⑩の共済分の徴収依頼情報を共済組合に送付し、⑪において保険料の特別徴収が偶数月の年6回の天引きが行われるところでございます。最後に、⑫で市町村への保険料の納入がなされてまいります。既に行われている介護保険料、あるいは4月からの後期高齢者医療保険料につきましても、同様の事務処理を行っております。以上、事務処理の流れの説明とさせていただきます。

それでは次に、本条例の改正内容につきまして、御説明をさせていただきます。お

手元に御配付の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第11条の次に、第11条の2として加えるもので、保険税の徴収方法を特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する旨規定をさせていただくものでございます。

次に、第12条第1項を改めさせていただくもので、納期について6期を7月から翌年2月までの8期といたそうとするものでございますが、平成20年度は変則の納期となりますので、後ほど説明をさせていただきます。

次に、第13条は納税義務の発生、消滅等に伴う賦課の規定でございますが、第1項中「次条」を「第14条」に改め、同条の次に新たに第13条の2から第13条の8までの7条を加えようとするものでございます。

第13条の2、第1項は特別徴収の対象者を規定するもので、4月1日において65歳以上75歳未満の国民健康保険税の納税義務者が、年金を受給できる国民健康保険の被保険者である世帯主である場合に、その世帯主に対し、特別徴収の方法により保険税を徴収するものでございます。また、同条第2項は、4月2日から8月1日までの間に、特別徴収の対象被保険者となった場合には、特別徴収ができるものでございます。

第13条の3は、年金給付の支払いをする年金保険者、社会保険庁、共済組合等を国保税の特別徴収義務者と規定するものでございます。

第13条の4は、特別徴収税額の納入義務を規定、次の第13条の5は、市長から資格喪失等の通知を受けた場合において、特別徴収をしない旨を規定したものでございます。

第13条の6は、既に特別徴収をされている被保険者については、4月1日から9月30日までの間は、前年度の2月に特別徴収された国保税額と同額を仮徴収する規定ですが、特別な事情がある場合には仮徴収額の変更ができるものとするものでございます。

第13条の7は、新たに年金を受給できるようになった被保険者について、その受給開始時期により仮徴収の額を見込額として定め、特別徴収をするものですが、この額によることが適当でないと特別な事情がある場合には、市長が別に定める額とするものでございます。

同条第1号では、前年の8月2日から10月1日までに年金受給者となった被保険者は、4月、6月、8月の年金支給から仮徴収をいたします。同条第2号では、前年の10月2日から12月1日までに年金受給者となった被保険者は、6月、8月の年金支給から仮徴収をするものでございます。同条第3号では、前年の12月2日から2月1日までに年金受給者となった被保険者は、8月の年金支給から仮徴収をすることとなります。

第13条の8は、年金の支給停止等の理由により、年金を受けられなくなった場合、普通徴収へ切り替える規定でございますが、特別徴収により納入された額が特別徴収対象保険税額を超え、未納徴収金がある場合には、当該額を、未納分に充当することができる規定でございます。

以上、特別徴収に係わる規定について説明いたしました。平成20年度におきま

しては国民健康保険税の特別徴収は、10月年金支給分から開始をいたします。そのため特別徴収対象被保険者の国保税は、普通徴収と特別徴収の方法での徴収となってまいります。したがって、20年度分の特別徴収対象者は7月、8月、9月が仮算定の普通徴収でございます。10月、12月、2月につきましては本算定の特別徴収といたすところでございます。また、普通徴収対象者は7月、8月、9月が仮算定、10月から翌年2月までが本算定となってまいります。したがって、納期を全8回とすることで1回当たりの納税負担額が軽減し、徴収率の増が見込まれることから、第12条において納期変更の改正をお願いするものでございます。

附則といたしまして、第1項において本条例の施行期日を平成20年4月1日からとし、第2項の経過措置では、この条例による改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてでございます。

第3項は、新条例第13条の7の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するとしたものでございます。

以上で、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきますが、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○20番（小野沢久君） 今、説明をいただいたのですが、なかなかわかりにくい説明。それで、実際に年金を受給している人が、ある日突然、これは引かれてしまうわけですね。どこまでその人たちの理解がされるわけですか。特別徴収されてしまうわけだから。そういうことをきちんと前もって、どの程度説明して理解がいただけるのかとか、これが一番大事なことです。

それと、これは余計なことだけれども、社会保険庁にこんなことができるのですか、危ないところで……、いい加減なデータでまたやってくるのではないですか、あそこは。社会保険庁という名前を聞くと、そういう心配がまずありますね。それは信用するしかないのだろうけれども、その心配がまずあります。

それと、対象者へのPRをどうするのかということがとても大事なことでないかと思います。

それから、このことによって国保の徴収率が相当上がってくるのではないかと思うのだけれども、その辺の変化の読みがあるのかどうか、以上3点です。

○市民部長（石川弘君） 理解が得られるかということでございまして、やはりこれも広報でのPR、あるいはホームページ、あるいはチラシ等をつくって十分PRをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、社会保険庁でございしますが、信用してやっていかなければいけないかというふうに思っております。

それから、徴収率でございしますが、特別徴収をさせていただきますので、従来より若干徴収率が上がったことを、予定をさせていただきます。

○20番（小野沢久君） PRがやはり一番大事だと思うのですよ。よく理事者の皆さんは「広報で流しています」「ホームページに載せています」、それですべて用が済んだ顔をしているのだけれども、やはりそうではないと思う。もっと大事なことは1人でも多くの人に理解してもらう、方法を模索した上で、それは一つの方法でしかないと思うのです。

例えば、老人会の会合に出て説明してみるとか何かのそういう集まりで説明するかということ、職員みずから言葉で説明することの大切さというのがあるのではないかと思うのだけれども、そんなことも含めて検討いただければと、委員会の方でいろいろやっていただけたと思いますので、結構です。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第13、議案第12号、福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（生活環境部長 吉沢英治君登壇）

○生活環境部長（吉沢英治君） 御指名をいただきましたので、議案第12号、福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。例規集は1929ページでございます。

提案理由でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴いまして、本条例の規定の整備が生じ、改正をいたすものでございます。

改正内容でございますが、福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第50条第2項第4号は、一般廃棄物の収集運搬業の許可をするときの条件といたしまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、一般廃棄物処理業の許可を規定した法第7条第3項第4号が、第7条第5項第4号に項がずれたことにより、同法を引用している条文を改正いたすものでございます。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第14、議案第13号、福生市下水道使用料条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(都市建設部長 清水喜久夫君登壇)

○都市建設部長(清水喜久夫君) 御指名をいただきましたので、議案第13号、福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明させていただきます。なお、例規集は2175ページからでございます。

初めに、提案理由でございますが、地方自治法の改正により、下水道使用料について指定代理納付者による納付、いわゆる公金のクレジットカード支払いが可能となったため、使用者の利便性を図ることから追加いたそうとするものであり、また、平成20年4月から下水道使用料の徴収事務を東京都水道局に事務委託するため、用語の整備をしたいので改正するものでございます。

東京都では水道、下水道料金について指定代理納付者による納付、クレジットカード支払いが実施できるように平成19年第1回都議会定例会におきまして条例改正を行いました。この条例改正を受けて、区部においては平成19年10月より導入しております。区部においては7月から募集を開始いたしまして、11月末時点においては9万7676件、比率としては2.03%の加入状況となっております。

多摩地域の23市2町でも使用者の利便性や納付機会の拡大のため、平成20年10月より導入しようとするものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、説明させていただきます。議案書を参照いただきたいと思います。条例第8条第1項中「集金」を「地方自治法第231条の2第6項の規定による指定をした者による納付」に改めようとするものでございます。

次に、附則において施行期日は平成20年4月1日から実施いたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第15、議案第14号、福生市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(副市長総務部長事務取扱 高橋保雄君登壇)

○副市長・総務部長事務取扱(高橋保雄君) 御指名をいただきましたので、議案第14号、福生市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。例規集は2273ページでござ

ざいます。

初めに、提案理由でございますが、交通安全対策協議会の組織の定数を改めたいので、本条例を改正しようとするもので、特別職である収入役が、会計管理者に変わるることによるものでございます。

次に、改正の内容でございますが、本条例第3条で協議会の組織を定めておりますが、この第1項中「25人」を「24人」に改め、同条第3項第3号中市職員数「3人」を「2人」に改めようとするものでございます。

次に、附則といたしまして、本条例は平成20年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第16、議案第15号、福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（副市長総務部長事務取扱 高橋保雄君登壇）

○副市長・総務部長事務取扱（高橋保雄君） 御指名をいただきましたので、議案第15号、福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。例規集は2283ページでございます。

初めに、提案理由でございますが、遺失物法の改正に伴い、保管自転車等の所有権の取得に係る規定を整備したいので、本条例を改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、本条例第12条で保管自転車等の措置を定めておりますが、この第4項中「6月」を「3月」に改めようとするものでございます。

次に、附則といたしまして、本条例は、平成20年4月1日から施行いたそうとするものでございます。なお、本条例による改正後の福生市自転車等の放置防止等に関する条例第12条第4項の規定は、施行日以後に保管した自転車等に適用し、施行日前に保管した自転車等については、従前の例によりしようとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第17、議案第16号、福生市再編交付金事業基金条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第16号、福生市再編交付金事業基金条例の提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

提案理由でございますが、再編交付金を財源とする再編関連特別事業に充当するための基金を設置したいので、本条例を制定いたそうとするものでございます。

再編交付金は、在日米軍の再編に伴い、新たな負担を生じる自治体を実施する、住民に対する広報に関する事業などの再編関連特別事業を実施する場合に交付をされるものでございます。また、この再編交付金の特徴は、施設整備のほかに継続的なソフト事業にも活用できる制度でございます。このため、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第5条では、再編関連特別事業を2年度以上にわたり継続する事業を行う場合には、事業に必要な経費を支弁するために、地方自治法第241条の規定に基づき基金を設置するとの規定に基づき設置するものでございます。

それでは、本条例の内容について説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書をごらんいただきたいと存じます。福生市再編交付金事業基金条例でございます。

第1条、設置でございますが、再編関連特別事業に該当する事業に要する経費に充当するため、再編交付金を財源として事業基金を設置いたそうとするものでございます。

第2条、基金の処分でございますが、基金については市規則で定める事業に要する経費に充てる場合のみ、処分ができることと定めております。

第3条、積立額につきましては、毎年度、歳入歳出予算で定めることといたしております。

第4条、基金の運用につきましては、国債、地方債等により、確実かつ効率的に行うものといたしております。

第5条、運用益金の整理でございますが、基金の運用から生じる収益は、この基金に編入するものといたしております。

第6条では、この条例の施行について必要な事項は市規則で定めることといたしております。

また、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行しようと定めようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第18、議案第17号、福生市教育センター条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（参事 川越孝洋君登壇）

○参事（川越孝洋君） 御指名をいただきまして、議案第17号、福生市教育センター条例について、提案理由並びに内容について説明を申し上げます。

まず、本条例の提案理由でございますが、教育センターの設置に当たり必要な事項を定めたく、本条例の制定をいたそうとするものでございます。

次に、内容でございますが、新規条例でございますので、逐条にて御説明いたします。

第1条は、設置規定でございますが、教育の充実と振興を図る目的のもと、法に基づく教育機関として設置する規定を置いております。

第2条では、教育センターの名称と位置について別表により規定をしており、教育センターの機能は、まず第一に、公立小中学校教職員研究・研修所として、第2に、教育相談室として、第3に学校不適応児童・生徒教育支援室としての三つの機能を備える教育機関であることを規定をしております。

第3条では、教育センターの所管する事業を5項目にわたり列記しております。

第4条では、職員につきまして、教育センターにセンター長その他の職員を置くということでございます。

第5条で、委任規定を置き、条例の施行に必要な規定は規則の制定を教育委員会規則で定める旨、規定をしております。また、それぞれの所在地は条例別表に記載のとおりですが、公立小中学校教職員研究・研修所は、現在の教育委員会事務局が置かれている中央体育館に置き、教育相談室と現在適応指導教室と呼んでおります学校不適応児童・生徒教育支援室については、平成20年度中は、現在地で業務を行い、平成21年度には現第四庁舎2階に移転させようとするものでございます。これは、本年4月の都市建設部の新庁舎移転を待って、その後改修を行うことによるものでございます。

なお、附則で施行日を平成20年4月1日としております。

以上の条例案で構成されておりますが、各条項に照らした教育センターの全体像につきまして、本会議資料として配付いたしておりますA3判の「福生市教育センター構成及び機能」を示しました資料に基づき、なお説明をさせていただきます。（本会議資料参照）

職員の構成といたしましては、教育センター長に指導室長を充て、また、副センター長には教育委員会事務局主幹を充てるとともに、主幹には研究・研修所長、教育相談室長及び学校不適応児童・生徒教育支援室長を兼務させ、その他必要な職員を置くこととしております。このうち、教職員研究・研修所には東京都が再雇用いたします



退職校長及び教員の配置を受けて充てることといたします。なお、４月からは都の制度改正がございまして、これらの再雇用職員は非常勤教員という呼称が変わりますが、この非常勤教員をそれぞれの研究・開発担当、あるいは研修担当に配属をいたします。そして、センター全体では、先ほど申し上げました三つの機能と資料下段に掲げた四つの事業を行うこととしております。四つの事業につきましては記載のとおりでございます。このうち、教育相談室の職員にあつては、心理相談員及び就学相談員に当たる者につきまして、これまでどおり市費をもって充てることになります。

説明は以上でございますが、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第１７号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第１９、議案第１８号、福生市後期高齢者医療に関する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第１８号、福生市後期高齢者医療に関する条例につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

国では、平成１８年６月、健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正され、平成２０年４月から新たに高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者医療制度が創設されることとなりました。この制度の運営主体は、法律により都道府県単位で設置された特別地方公共団体で、東京都では平成１９年３月１日に設立された、東京都後期高齢者医療広域連合が行うこととなっております。

平成１９年１１月２０日には、東京都６２区市町村から選出された３１名の議員により第１回の広域連合議会が開催され、広域連合条例、保険料、予算、特別対策等について審議されたところでございます。

そこで、議決された東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例等に基づきまして、東京都の６２区市町村ではそれぞれの区市町村が行う後期高齢者医療の事務につきまして必要な事項を定めるもので、福生市におきましても後期高齢者医療の事務について必要な事項を定めたいので、本条例を制定する必要があることから、提案させていただくものでございます。

なお、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例は、広域連合の役割といたしまして、趣旨、保険事業、特に保険業の賦課等に係わる条例が主なものでございまして、附則条例には保険料の凍結による特例等も含まれております。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書

を御参照いただきたいと思います。

第1条は、本条例の趣旨でございまして、当該事務は高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」と言う）、本法律施行令、施行規則、その他の法令及び東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めがあるもののほか、この条例に定めるところによるものでございます。

次に、第2条は福生市において行う具体的な事務について定めたもので、保険料の徴収並びに施行令第2条並びに施行規則第6条及び第7条に規定する事務のほか、広域連合条例に基づく第1号の保険料の額に係わる通知書の引き渡し等第1号から第7号までの事務を行う定めでございます。

次のページをお開き願います。第3条は、福生市が保険料を徴収すべき被保険者を定めたもので、福生市に住所を有する被保険者の定めで、第1号から第4号まで規定をしております。

次に、第4条第1項は、法第109条の規定に基づき普通徴収の方法により徴収する保険料の納期を定めたもので、国保税、介護保険料と同じ7月から2月までの8期といったそうとするものでございます。なお、特別徴収につきましては、広域連合条例で規定をしているところでございます。

次のページでございますが、第2項、第3項は、被保険者の納期の特例及び端数金額の処理を規定したものでございます。

次の第5条は、保険料の延滞金に関する事項を規定したものでございます。

次の第6条は、公示送達について定めるものでございます。

次に、第7条は委任事項で、この条例の施行に関し必要な事項は市規則で定めるものでございます。

次に、第8条から第10条までは罰則規定でございます。

次に、附則でございますが、第1条においてこの条例の施行期日は平成20年4月1日といったそうとするもので、ただし、次の条の規定は公布の日から施行しようとするものでございます。

第2条の準備行為は施行の日前においても、後期高齢者医療の事務の実施に必要な準備行為を行うことができる規定でございます。

次の第3条第1項は、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係わる普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、10月から2月までとするものを定めるもので、制度加入時から2年間の軽減措置を講ずる。所得割はかからず、均等割5割軽減でございますが、この軽減措置を講ずることとしているところを、さらに均等割額につきましては平成20年4月から9月まで6カ月間、これを凍結し、10月から平成21年3月までの間の6カ月間、9割軽減することとされたものを受け、当該保険料の徴収の特例を定めようとするものでございます。したがって、1割分を10月から翌年2月まで徴収をするというものでございます。

第2項は、納期によりがたい被保険者の納期について、10月1日以降、市長が別に定めようとするものでございます。

次の第4条は、地方税に準じ延滞金の割合の特例を定めようとするものでございます。

以上でございますが、福生市後期高齢者医療に関する条例につきまして、御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 2時10分まで休憩いたします。

午後1時59分 休憩

~~~~~

午後2時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、議案第19号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第19号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、提案理由並びに変更の内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、医療制度改革により、後期高齢者医療制度が4月から実施されるわけでございますが、東京都後期高齢者医療広域連合は、平成19年3月1日、東京都知事の許可により発足し、現在までいろいろと検討し進めてまいりました中で、被保険者の保険料軽減、あるいは特別対策として広域連合議会で平成19年11月20日議決されている診査支払手数料、財政安定化基金拠出金及び保険料未収金補てん分の3件と、平成20年2月12日議決の、低所得者の保険料、所得割軽減策を実施することとし、これには62区市町村の一般財源を投入し、各区市町村の分賦金により支弁することになったことに伴い、規約の変更をお願いをするものでございます。

なお、広域連合規約第18条において、関係区市町村の負担金の規定により負担する経費等を附則条例により規定されてありますことから、広域連合の経費の支弁に係わる変更であるため、地方自治法第291条の3第3項の規定により、関係区市町村の協議によりこれを定め、東京都知事に届出を行うことから、同法第291条の11の規定により関係区市町村の議会の議決を得なければならないので、本議案を提案させていただきます。

次に、改正内容について御説明をさせていただきます。例規集は2390ページか

ら2394ページでございます。附則第4項の次に第5項として、平成20年度分及び平成21年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中第3項の次に第4項として、関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費として、項目欄に記載の「審査支払手数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額、保険料未収金補填分相当額、保険料所得割額減額分相当額」について、それぞれ100%を負担するもので、2年間の時限措置として規約附則に追加規定いたそうとするものでございます。

これらの保険料軽減策に伴う保険料は、均等割が3万7800円が7割、5割、2割軽減され、実施され、また、所得割の軽減につきましては東京都広域連合独自の低所得者へのさらなる軽減策で、厚生年金の平均的な収入208万円以下の方を対象としたもので、所得によりまして全額軽減75%、50%及び25%の軽減をすることとなったところでございます。

なお、後期高齢者医療の財源は、医療機関での自己負担と、被保険者の保険料1割、または3割のほか、国民健康保険や被用者保険などの加入する現役世代からの支援金4割と、国都市町村の公費負担5割により運営されてまいります。

附則といたしまして、この規約は平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございますが、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、御審議賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○10番（増田俊一君） それでは、即決というようなことでございますので、何点か確認をさせていただきたいと思います。

1点目は、今、御説明の中で11月20日に連合会の方で議決されたということで、都知事の方へ出すということですが、3月のこの定例会でということだと、他市町村全部で62団体だったですか、これがすべて今のこの時期にこれを議決しようとしているのかどうか、まずお伺いします。

それから、今、4項目ですか、関係市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費ということで聞いてございますが、例えばこの審査支払手数料相当額はこういったものなのか。前に何かの機会に御説明を受けたような気もしますが、改めてここでこの四つにつきまして具体的に御説明をしていただきたいと思います。以上2点、よろしくお願いいたします。

○市民部長（石川弘君） 今回の規約の変更でございますが、ほとんど即決のところが多いところでございます。というのは、3月中に都知事に規約変更の申請を出さないといけないということでございます。

それから、二つ目に審査支払手数料について特別対策の一つとして審査支払手数料を区市町村の分賦金として支弁するものでございますが、これにつきましては医療給付費の際、発行されるレセプトの審査及び診療報酬の支払い事務の執行に要する経費

で、国民健康保険におきましても一般会計からの繰入金で賄われていることから、これらと同じく整合を図るために区市町村の分賦金から支弁を行うものでございます。

それから、財政安定化基金につきましても、特別対策でございまして、これは広域連合の財政の安定化を図るために給付費の見込み以上の増加、あるいは保険料の未納等による財政不足等に対しまして貸し付け等を行うもので、都道府県が基金を設置し、運営する制度となっているところでございます。具体的には東京都が設置する基金に、平成20年度から25年度までの6年間拠出するもので、国、東京都、広域連合がそれぞれ3分の1を負担するわけでございます。この財源を区市町村の分賦金として支弁いたそうとするものでございます。

それから次に、低所得者対策を実施するわけでございますが、特別対策とあわせてどのようなということで、保険料の未収金補填分ということでございますが、これは第18条第3項において未収分保険料を事前に見込んだ予定収納率をもって保険料を設定したもので、保険料に未納予定分をあらかじめ上乗せして保険料を設定することとなっております。なお、この保険料の収納率を98%といたしまして、予定収納率としております。この2%について保険料未収金補填という名目で区市町村からの分賦金で負担をしていくということとなっております。

○10番（増田俊一君） ありがとうございます、大体わかりましたけれども、あと低所得者対策負担金というようなものもあるようですが、これは分賦金で支弁するということで、一般財源からということですが、これは平成20年度予算の広域連合の特別会計の方から一応予定はされていると、予算案に載っているということでよろしいのでしょうか。その辺の確認だけさせていただきまして、あと、こういった追加的に負担が出るわけですが、これに対します費用対効果と言いますか、どんな効果を期待しているのか、その辺のところのお話をお聞かせいただきたいと思います。

○市民部長（石川弘君） 特別対策の3点と、それから低所得者の対策につきましては、それぞれ62区市町村が一般会計から支出をして広域連合に送付するということになっております。

それから、これらの対策を講じての効果ということでございますが、低所得者対策は今年の2月の広域連合議会で決定し、実施しておりますが、11月の段階での対策を講じたときの平均的な保険料は9万円でございました。そして、2月の決定の低所得者対策を講じた場合につきましては、約8万9300円となっております。また、公的年金収入201万円の単身者の保険料でございますが、11月時点では6万1700円でございまして、さらに2月の対策を講じたときには5万3800円となりまして、全国で最も低い水準となったということで、低所得者対策の効果があつたというふうに考えております。

○15番（大野聰君） 念のために確認でございますけれども、先ほどの部長の答弁で別表の3の保険料収入率が98%を見込んでいるということですよ、今年度も特別会計の中で保険料収納についての計上をされているわけですが、要するに98%行かなかった場合に、今度は3項の方で差の分を補てんするということになるのですか。単に、未収金98%と100%の間の2%を、先ほど未収金の方で補てんす

るのか。福生市が98%に行かなかった場合、どのくらいの収納率を見込んでいるのかわかりませんが、それを特別委員会でやることになると思うのですけれども、98%に満たなかった場合にはその部分については、この3項で負担するということになるのか、その辺だけちょっと確認をしたいのですけれども。

○市民部長（石川弘君） 全区市町村98%、2%の未収補填金を支出するわけですが、この98%に行かなかった場合につきましては、また翌年の負担金の中で調整をしていくとか、こういった措置がとられているようでございます。

○14番（青海俊伯君） このところでお聞きした方がいいかと思うのですが、東京都の広域連合です。本会議資料を出していただきましてありがとうございます。これの内容をちょっと簡単に説明していただきたいと、このように思っております。

○市民部長（石川弘君） 本会議資料を御参照していただきたいと思います。（本会議資料参照）

「後期高齢者医療保険料と国民健康保険税との比較」でございまして、まず一番上の段でございまして賦課税率等でございまして、後期高齢者につきましては条例で所得割6.56%、均等割3万7800円、それから右側の国保でございまして、所得割5.4%、均等割2万5000円、平等割1200円、それから資産割はなく計算をしております。

それから、真ん中の四角の欄でございまして、保険料の軽減対策についてということで、ここでは一般的な収入程度208万円の階層の被保険者に対して、次のように減額されますということで、15万円までは全額、20万円までは75%、40万円までが50%、55万円までが25%と、こういう減額となっております。

それから、一番下の四角い欄でございまして、年収168万円の方で、これから公的年金控除120万円を引きまして、さらに基礎控除33万円を引きますと、所得は15万円となってまいります。そして、この15万円に後期高齢の場合、この6.56%を掛けますと9840円というふうになっております。それから、均等割につきましては7割軽減でございまして1万1340円、合計2万1180円でございます。

それから、右側でございまして、国保の場合につきましては5.4%を掛けまして、所得割が8100円、均等割が6割減で1万円、平等割が6割軽減で480円と、合計で1万8580円となっております。プラス2600円というのは後期高齢と国保の合計額の差で、後期高齢が2600円多いということでございまして、したがって、後期高齢の減額を4分の4、100%減額しますと、所得はゼロになります。それから、均等割が1万1340円でございますので、国保の1万8580円から後期高齢の合計額の1万1340円を引きますと7240円の減額となるということでございます。

裏面をちょっとお開きをいただきます。こういった計算で行きまして、所得20万円の方については3480円の減額、そして、次の真ん中の四角の欄でございまして、40万円の所得で行きますと4440円の減額でございまして、それから、一番下で208万円に行きますと、この計算方式で行きますと8960円、所得が多くなるほど増加をしまして、208万円では8960円が国保より多くなるという計算

になっております。

○14番（青海俊伯君） ありがとうございます。そうすると、東京都の方は2010年まで所得割の減額をやりますよという形で計算してもらっているわけですが、表の方を見ますと年金収入168万円、所得からすると15万円の方では所得割はこの15万円に6.56%を掛けた9840円、それと均等割は3万7800円なのだけども、その7割軽減になるから1万1340円と、そうすると168万円までの人、月14万円の年金の方の場合では年間で後期高齢の保険料は2万1180円になるということで、従前の国保と比べると、それでもなおかつ2600円高いと、そういうことですか。軽減措置をして、ここまで圧縮したというか、逆に言うと高いというか、そういう見方でいいのでしょうか。はい、ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第19号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第21、議案第20号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第20号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度末を迎えまして歳入歳出ともに事業費の精査等により額が確定したことに伴うものが多くなっておりますが、このほかの主なものとしたしましては、歳入では再編交付金の追加、一方、歳出では職員人件費の全般にわたる所要の減額、それから給付費見込額の増などに伴う国民健康保険特別会計繰出金及び老人保健医療特別会計繰出金の追加、それと繰越明許費による起震車及びトレーニング機器の購入費などの追加でございます。

それでは、補正予算書に基づき、その内容を説明させていただきます。恐れ入ります。

すが、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、総則でございますが、第1条で既決予算の総額から歳入歳出それぞれに6170万2000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を228億758万5000円と定めようとするものでございます。

次の第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることといたしております。

次の、第2条の繰越明許費につきましては、後ほど「第2表 繰越明許費」のところで説明をさせていただき、また第3表の債務負担行為の補正につきましては、後ほど「第3表 債務負担行為補正」のところで説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、内容でございますが、恐れ入りますが、2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正につきまして説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、第3款利子割交付金から第7款の自動車取得税交付金までの補正につきましては、東京都からの情報に基づきそれぞれ計上をさせていただいております。

第13款使用料及び手数料につきましては、電力会社、ガス会社等からの減免申請に基づく道路占用料の減額、それと台風の影響及び改良工事の実施などに伴うテニスコート使用料等の体育施設使用料の減額でございます。

次に、第14款国庫支出金は3166万8000円の追加でございます。第1項の国庫負担金の主なものといたしましては、保育所運営費負担金が主に保育単価の改定に伴う追加、それと児童手当負担金で国の10割負担の特例給付分の減に伴う減額等でございます。

第2項国庫補助金は2432万8000円の減額でございます。後期高齢者医療制度等システム開発費補助金が、補助対象額の確定に伴う減額、それと次世代育成支援対策交付金がつくし保育園の民営化に伴い延長保育事業実施の民間保育所がふえたことなどに伴う追加、それから特定防衛施設周辺整備調整交付金が額の確定に伴う追加等でございます。

また、この国庫補助金の中では航空総隊司令部が横田基地へ移転することに伴う再編交付金5191万7000円の追加をいたしております。なお、この再編交付金につきましては平成28年度までの10年間で約15億5700万円の交付を見込んでおりますが、その初年度分でございます。

続きまして、第15款都支出金は2525万2000円の追加でございます。第1項都負担金では、国民健康保険保険基盤安定負担金が、都の保険者支援分の増に伴う追加と、保険税軽減分の減額、それと保育所運営費負担金が国庫負担金と同様に、主に保育単価の改定に伴う追加等でございます。

第2項都補助金では、子育て推進交付金が主に保育事業、学童クラブ事業、子ども家庭支援センター事業に対する配分の増などに伴う追加、それと義務教育就学児医療助成事業補助金を受給見込額及び1件当たりの医療費の減に伴う減額等でございます。



次に、第16款財産収入は、各基金の運用利率の増に伴う利子及び配当金672万9000円の追加でございます。

第17款寄附金は、匿名の方からの育英資金運営費寄附金20万円の追加でございます。

続きまして、第18款繰入金は、1億4725万8000円の減額でございます。このうち、第1項特別会計繰入金は、国民健康保険特別会計繰入金の減額でございます。これは医療制度改革に伴うシステム変更委託料の一般会計から特別会計への組み替えに伴い、特別会計から一般会計へ繰り入れる予定となっておりました国庫補助金相当額の繰入金の減額でございます。

第2項基金繰入金は、1億3851万7000円の減額でございます。内訳でございますが、庁舎建設基金繰入金が事業費の精査に伴い5251万7000円の減額、それと学校施設等整備基金繰入金が第二小学校防音機能復旧（復機）事業費の減額などに伴う4600万円の減額、また、都市施設整備基金繰入金が財源調整に伴う4000万円の減額でございます。

第20款諸収入は、市長会からの後期高齢者医療制度等システム開発経費助成金の追加等でございます。

以上が歳入の主な補正内容でございます。

続きまして、3ページの歳出につきまして説明を申し上げます。まず、今回の補正では提案理由のところでも申し上げましたが、職員人件費について全般にわたり所要の減額補正を行っておりまして、退職手当特別負担金を除いた職員人件費は5672万5000円の減額となっております。それでは、款ごとに主な内容の説明をさせていただきます。

まず、第1款議会費は、議員期末手当416万7000円の減額でございます。これは在職期間3月未満の議員の6月期期末手当の減額及び12月期期末手当の支給率改定に伴う追加の相殺によるものでございます。

第2款総務費は、6050万9000円の減額でございます。このうち第1項の総務管理費の主なものといたしましては、退職手当組合特別負担金の追加、それと新庁舎建設事業費を5559万9000円の減額をいたしておりますが、これは臨時駐車場借上料及び備品購入費等の事業費の精査等による減額でございます。

次に、第3款民生費は6083万6000円の追加でございます。このうち第1項社会福祉費の中では、国民健康保険特別会計繰出金のその他繰出金が保険給付費等の増などに伴い6834万3000円の追加でございます。この額は18年度決算の繰上充用分相当額でございます。また、老人保健医療特別会計繰出金で医療給付費見込額の増に伴う追加をいたしております。

第2項児童福祉費におきましては、児童手当が所得基準緩和に伴う特例給付分の減額、それと保育所運営費委託料が主に保育単価の改定に伴う追加等でございます。

続きまして、第8款土木費は、5780万7000円の減額でございます。このうち第3項の都市計画費の中では下水道事業会計繰出金が下水道使用料の増などに伴い5000万円の減額をいたしております。

第9款消防費は、756万3000円の追加でございます。この中で、後ほど繰越明許費のところでも説明をさせていただきますが、特定防衛施設周辺整備調整交付金対象事業として、繰越明許費により起震車の購入費2762万4000円の追加をさせていただきます。

次に、第10款教育費は、5154万6000円の減額でございます。第1項教育総務費は基金利子の増に伴う学校施設等整備基金積立金の追加、それと、第2項小学校費は、契約差金に伴う第一小学校新校舎便所改良事業費等の工事請負費等の減額、それに第3項中学校費は、第一中学校防音機能復旧（復機）事業費の契約差金による設計委託料の減額でございます。

また、第6項の保健体育費の中ではトレーニング機器の備品購入費1677万4000円の追加をさせていただきます。この事業につきましても、先ほどの起震車の購入と同様に、特定防衛施設周辺整備調整交付金対象事業として、繰越明許費による計上でございます。

次に、第12款諸支出金の中におきましては、再編交付金事業基金費として歳入分と同額の5191万7000円の追加をいたしております。

第13款予備費の34万円の追加は、財源調整によるものでございます。

以上が、一般会計の補正内容でございます。補正額の合計6170万2000円の減額により、総額を228億7585万5000円といたそうとするものでございます。

続きまして、恐れ入りますが次の4ページ、5ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費につきまして説明を申し上げます。今回の繰越明許費は、歳出の消防費と教育費のところで、それぞれ説明をさせていただきましたが、起震車の購入と体育館のトレーニング機器の購入につきまして、特定防衛施設周辺整備調整交付金の財源を充てまして繰越明許費とさせていただくものでございます。両事業ともに平成20年度当初予算での計上を予定しておりましたが、補助対象事業の入札差金等に伴い、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付決定額が対象事業への充当額を上回っておりますことから、有効活用を図るため事業を前倒しで実施をさせていただくものでございます。なお、この調整交付金の繰り越しにつきましては、防衛省へも協議を進めておりますが、現時点では確約までには至っていない段階でございますが、調整交付金の有効活用と事業の必要性等の観点から、引き続き協議を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、第3表債務負担行為補正につきまして、説明を申し上げます。今回の債務負担行為補正は、変更でございまして、12月議会で議決をいただきました青少年海外派遣委託、平成20年度分の限度額の変更でございまして、平成20年度の青少年海外派遣事業について契約を締結いたしましたことから、その契約額に合わせ限度額を720万円から677万3000円に変更をいたそうとするものでございます。

以上、議案第20号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第4号）につきまして提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、総務文教、建設環境、市民厚生  
の3常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第22、議案第21号、平成19年度福生市国民健康保
険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第21号、平成19年
度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びにそ
の内容について御説明申し上げます。

大変厳しい国民健康保険事業運営が続いておりますが、大勢の方の団塊世代の退職
が既に始まっており、少子高齢化がますます進展してまいります。このような状況の
中で、国は急速な医療制度改革を進めており、平成20年度から老人保健制度にかわ
り後期高齢者医療制度の創設、特定健診及び特定保健指導の実施等大幅な改革により
今後の安心・信頼の医療体制の確保、医療費の適正化、抑制を図っていくためのさま
ざまな施策が実施されます。

このような中で、今回の補正予算でございますが、歳入では財源確保による国民健
康保険税の増額、療養給付費の増額による国庫負担金の療養給付費等負担金の増額及
び一般会計からの繰入金の追加が主な補正でございます。歳出につきましては、特に
一般被保険者療養給付費の増額が主なものとなっております。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予
算書の67ページをお開き願います。補正予算（第4号）の総則でございますが、第
1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出
それぞれ1億3419万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億1345
万5000円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるもの
でございます。

続きまして、補正予算書の68ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正
でございます。1の歳入でございますが、まず、第1款第1項国民健康保険税262
0万4000円の追加は、歳出の財源を保険税により充当するものでございます。

第2款国庫支出金4419万5000円の増は、歳出の療養給付費が増額されたこ
とによる第1項国庫負担金の療養給付費等負担金が4396万5000円の増額並び
に第2項国庫補助金については、療養給付費の増額による財政調整交付金の増額及び
システム改良委託料の補助率の減による減額などの相殺により、23万円の増額とす
るものでございます。

第4款都支出金、第2項都補助金253万9000円の増は、療養給付費の増額による普通財政調整交付金の増、並びに国保ヘルスアップ事業の追加補助による特別財政調整交付金の増額でございます。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金6126万円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定による708万3000円の減額と、平成18年度決算における繰上充用分とした6834万3000円を一般会計から繰り入れ、追加させていただこうとするものの相殺でございます。

以上、歳入合計といたしまして1億3419万8000円の追加をお願いいたしまして、歳入総額を60億1345万5000円といたそうとするものでございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。2の歳出について御説明申し上げます。

第1款総務費、第1項総務管理費におきましては1544万4000円の追加をいたそうとするもので、制度改正に伴うシステム委託料1680万円の追加及び東京都保険者協議会負担金の第6款保健事業費への組み替えによる減額との相殺によるものでございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費については、一般被保険者療養給付費の大幅な伸びが予想されるため、1億2747万7000円の増額をお願いするものでございます。

第6款第1項保健事業費99万9000円の減額は、国保ヘルスアップ事業委託料の精査による減額及び東京都保険者協議会負担金の一般管理費からの組み替えによる増額の相殺によるものでございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金101万7000円の追加は、平成18年度分都補助金の精算返還金でございます。

第2項他会計繰出金は、874万1000円の減額でございまして、システム改良委託料を国保会計で国庫補助金として歳入し、一般会計に繰り出しをするという予算編成をしておりましたが、国の指示によりまして国民健康保険特別会計の歳出に組み直したことによる減額でございます。

以上、歳出合計といたしまして1億3419万8000円の追加をお願いしまして、歳出総額を60億1345万5000円といたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第23、議案第22号、平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(市民部長 石川弘君登壇)

○市民部長(石川弘君) 御指名をいただきましたので、議案第22号、平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、平成19年度医療給付費の実績等によりまして、年度末までの算出をいたしましたところ、当初の医療給付費等予算額を上回ることが見込まれることから、歳出では医療給付費の増額をお願いし、歳入では医療給付費の増額に伴います支払基金交付金、国・都の支出金及び一般会計からの繰入金をそれぞれ増額をさせていただくものでございます。

恐れ入りますが、補正予算書の95ページをお開き願います。初めに総則でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5598万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億1075万1000円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、96ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正でございます。初めに1の歳入で、第1款第1項支払基金交付金でございますが、6749万2000円の追加をお願いしようとするものでございまして、これは歳出における医療給付費の増額に伴いまして医療費交付金の交付額が増額となるものでございます。

次の第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は5899万5000円の追加で、医療給付費の増によるものでございます。

次の第3款都支出金、第1項都負担金におきましても、国庫支出金と同様に1474万9000円の追加でございます。

第4款繰入金、第1項他会計繰入金につきましては、1474万9000円の追加をお願いしようとするものでございます。

以上、歳入の補正額といたしまして1億5598万5000円を増額し、歳入予算の総額を32億1075万1000円としようとするものでございます。

続きまして97ページでございます。2の歳出につきまして御説明申し上げます。第1款第1項医療諸費でございますが、1億5598万5000円の追加でございます。これは医療費の増加による追加をお願い申し上げるものでございます。

以上、歳出につきましては医療諸費のみでございまして、1億5598万5000円を増額し、歳出予算の総額を32億1075万1000円としようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原島貞夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 3時10分まで休憩いたします。

午後2時58分 休憩

~~~~~

午後3時10分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24、議案第23号、平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第23号、平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入では下水道使用料の追加、歳入歳出事業の精査、あるいは確定見込みによります減額補正が主な内容でございます。また、あわせてまして地方債の変更をお願いしようとするものでございます。

それでは、補正予算書の内容につきまして説明させていただきます。恐れ入りますが、補正予算書の111ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、第1項の既決予算に、歳入歳出それぞれ2830万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1414万6000円と定めようとするものでございます。

次の第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることといたしております。

次に、第2条地方債補正につきましては、後ほど「第2表 地方債補正」のところで御説明させていただきます。

112、113ページをお開きいただきたいと思います。第1表歳入歳出予算補正につきまして説明させていただきます。まず、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金は315万8000円の減額で、新五日市街道、陸橋通り雨水管理設工事東京都分負担金で、工事の完了見込みに伴います減額でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料は5000万円の追加で、基地汚水量の増加に伴います増額でございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は149万2000円の追加で、流域下水道防衛施設分の負担金で、補助対象額が確定したことに基づき増額するものでございます。

次に、第5款繰入金、第1項他会計繰入金は5000万円の減額で、下水道使用料の増加により一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、第7款諸収入、第3項雑入は293万4000円の減額で、前年度の決算に基づく消費税還付金が確定したことにより、減額するものでございます。

次に、第8款市債、第1項市債では2370万円の減額は、公共下水道事業債、歳出関係事業費の実績が確定したことによります減額と、流域下水道事業債で建設負担金の実績の確定によります増額との相殺によるものでございます。

以上、歳入の補正額は2830万円の減額で、歳入総額は31億1414万6000円といたそうとするものでございます。

113ページをごらんいただきたいと思います。歳出でございますが、第2款事業費、第1項下水道整備費で2900万4000円の減額は、事業費の確定及び確定見込みによる減額でございます。内容といたしましては新五日市街道陸橋通り雨水管理設工事の完了見込みによります減額、入札差金等による昭島市残堀2号幹線築造工事負担金の減額、また、多摩川上流流域下水道建設事業負担金は、事業の確定及び前年度の精算等によりまして減額をいたそうとするものでございます。

次に、第4款予備費、第1項予備費は70万4000円の追加で、財源調整によるものでございます。

以上、歳出の補正額は2830万円の減額で、歳出総額は31億1414万6000円といたそうとするものでございます。

114、115ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債補正につきまして説明させていただきます。今回の地方債補正につきましては変更でございます。起債対象事業費の変更により、公共下水道事業債における限度額12億5040万円を12億2040万円に、また流域下水道事業債において限度額1億70万円を1億700万円に変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

以上、議案第23号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第25、議案第24号、平成20年度福生市一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（副市長 高橋保雄君登壇）

○副市長（高橋保雄君） 御指名をいただきましたので、議案第24号、平成20年度福生市一般会計予算につきまして、御説明申し上げます。

平成20年度予算につきましては基本計画、実施計画等を踏まえ、平成19年度に引き続き五つの基本方針に基づき編成をしたところでございます。基本方針は、まず

一つには、財源の重点的、効率的配分による総合計画の推進、二つ目が、将来の財政需要、財政負担軽減のため長期的視点に立った財政運営、三つ目が、行政改革大綱推進計画に基づく財政運営の健全化、四つ目は事務事業評価を踏まえた既存事務事業の精査、五つ目といたしまして事業効果、緊急性等を勘案した新規、レベルアップ事業の予算措置でございます。

この基本方針に基づき予算編成作業を進めました結果、財源の重点配分といたしまして新庁舎建設事業、拝島駅自由通路整備事業、福生病院組合建設費負担金、この三つの大規模事業費は新庁舎建設事業費の減などにより、あわせて前年度比約23億7000万円の減、8億4700万円の予算を計上させていただいております。

なお、再編交付金につきましては、19年度分の交付金は全額を基金に積み立て、20年度はこのうちの3400万円を繰り入れまして、市制40周年記念映画制作委託料、福祉バスの試行運行経費、妊婦健康審査委託料及び中学校の宿泊学習教室事業の4事業に充当させていただく予定で、20年度の再編交付金につきましては全額を基金に積み立てさせていただく予定でございます。

また、長期的視点に立った財政運営を目指し臨時財政対策債の借り入れ、財政調整基金の取り崩しについてはゼロといたし、新規、レベルアップ事業につきましては事業効果、緊急性等勘案し、必要とする事業を厳選し、予算計上をさせていただいております。

それでは、お手元の平成20年度福生市一般会計予算書及び当初予算資料に基づきましてその内容の説明を申し上げます。恐れ入りますが、薄い方の当初予算資料の1ページ目をお願いいたします。

平成20年度福生市一般会計予算総額は201億9300万円で、平成19年度と比較いたしますと23億9000万円、率で10.6%の減額といたそうとするものでございます。

続きまして、当初予算資料の2ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、市税の総額は84億6729万4000円で、前年度と比較いたしますと3216万4000円の減額、率で0.4%の減となっております。予算に占める割合は41.9%となっております。これは、主に住宅借入金等特別税額控除にかかる市民税個人分の減収等によるものでございます。なお、この市税の減収分は地方特例交付金で補てんされることとなっております。

次の地方譲与税から自動車取得税交付金までにつきましては国、あるいは東京都からの情報に基づいて予算計上させていただいております。地方譲与税につきましては1億2748万5000円で、対前年度比1.3%の減となっております。

次の利子割交付金につきましては、1億432万7000円で、対前年度比60.4%の増、次の配当割交付金につきましては5522万4000円で、前年度比46.3%の増、次の株式等譲渡所得割交付金につきましては3308万2000円で、前年度比21.5%の減、次の地方消費税交付金につきましては6億158万7000円で、対前年度比3.9%の減、次の自動車取得税交付金につきましては1億3593万7000円で対前年度比13.7%の減となっております。

次の国有提供施設等所在市町村助成交付金等、いわゆる基地交付金でございますが、14億4073万5000円で、前年度比2.4%の増、19年度実績と同額で計上させていただきました。

次の地方特例交付金につきましては、1億3404万7000円で、対前年度比60.4%の増となっております。これは主に減収補てん特例交付金の創設に伴う増額でございます。

次の地方交付税につきましては21億7200万円、前年度比1.4%の減で計上させていただきました。このうち普通交付税につきましては地方財政計画等を踏まえ前年度比0.6%減で計上させていただいておりますが、19年度の交付実績額に、今年度新たに創設され、市町村の特に財政事情の厳しい地域に重点的に配分されることとなりました、地域再生対策費の試算額約6100万円を加えた額で見込んでおります。一方、特別交付税につきましては平成19年度の交付額が、全国的な災害等にかかる影響等により不確定でございますが、平成19年度予算の4.2%減ほどで計上させていただきました。

次の交通安全対策特別交付金につきましては1650万円で、特に情報がございませんでしたので、19年度予算と同額で計上させていただきました。

次の第12款分担金及び負担金は2億739万9000円で、前年度比15.6%の減で計上させていただきました。これは主に保育所入所児童保護者負担金の減によるもので、基準となる保護者の前年所得課税額が税源移譲に伴い減額となったことによるものでございます。

次の使用料及び手数料につきましては4億7034万6000円で、前年度比1.9%の減で計上させていただきました。これは主に、容器包装プラスチックの資源化による家庭用指定袋の売り上げの減に伴う、塵芥処理手数料の減額などによるものでございます。

次の国庫支出金につきましては29億4304万6000円で、前年度比8.2%の減でございますが、これは主に新庁舎建設事業費補助金の減などによるものでございます。

次の都支出金につきましては23億8753万7000円で、前年度比2.9%の増でございますが、これは主に市町村総合交付金の増などによるものでございます。

次の財産収入につきましては2478万7000円で、前年度比76.4%の減でございますが、これは19年度予算計上額に、国道16号線拡幅工事に伴う日光橋公園の一部の土地売り払い収入があったことなどによる減でございます。

次の寄附金につきましては1000円の科目存置をするものでございます。

繰入金につきましては3億8776万6000円で、庁舎建設基金繰入金16億8107万2000円の減額などにより、前年度比79.9%の減、額で15億4434万8000円の減額でございます。

次の繰越金につきましては、前年度と同額の1億円で計上させていただいております。

次の諸収入につきましては1億5200万円で、前年度比18.6%の減でございます。

ます。これは主に19年度に計上しておりました新エネルギー設備導入事業補助金の減額が主なものでございます。

次の市債につきましては2億3190万円で、前年度比68.7%の減、額で5億800万円の減となっておりますが、内容といたしましては拝島駅自由通路整備事業に1億2200万円、平成20年度から工事に着手いたします田園通り環Ⅱ-18号線改良事業にかかる防衛施設周辺道路整備事業に3670万円、同じく20年度から工事に着手いたします第二市営住宅エレベーター設置事業に5200万円、平成19年度から2カ年で実施しております防災行政無線施設改良事業に2120万円を充当させていただきたいと存じます。

続きまして、歳出について説明を申し上げます。性質別にその主な内容の説明をさせていただきますので3ページ、下の段の表をごらんいただきたいと思います。

まず、人件費でございますが、41億4879万5000円で、職員数は減となっておりますが、ふっさっ子の広場事業費、委員報酬の増などにより対前年度比0.1%の増、予算に占める割合は20.5%となっております。このうち児童手当を除く一般職の職員人件費は36億1975万2000円で、前年度比0.2%、642万5000円の減でございます。職員数の減などにより給料等が減額となっておりますが、退職手当組合負担金が料率変更等により増額となっておりますことから、0.2%の減にとどまっております。

次に、物件費でございますが、29億7191万7000円で、前年度比7.2%の減、予算に占める割合は14.7%でございます。これは主に19年度に計上しておりました基本健康診査委託料、総合窓口システム導入委託料、医療制度改革に伴う電算システム導入委託料の減などによるものでございます。

次の維持補修費につきましては、5070万9000円で、対前年度比11.8%の減でございます。

次の扶助費につきましては52億2308万9000円で、前年度比1.6%の減、予算に占める割合は25.9%でございます。これは主に新制度への移行に伴う旧知的障害者厚生施設等支援サービス費の減額、3歳以上就学前児童の医療費の自己負担金割合が3割から2割となったことによる、乳幼児医療費助成医療給付費の減などによるものでございます。

次の補助費等につきましては27億576万7000円で、前年度比2.4%の減、予算に占める割合は13.4%でございます。これは主に、19年度予算に計上しておりました国道16号線の拡幅に伴い一部売り払いを予定しておりました日光橋公園新設事業にかかる国庫補助金返還金、市議会議員候補者公費負担金の減などによるものでございます。

次の公債費につきましては、起債の元金及び利子の償還費でございますが、12億8475万7000円で、対前年度比0.5%の減となっております。これは主に臨時財政対策債の19年度借入額が対前年度で減少したことに伴い、市債利子償還費が全体的に減少しているためでございます。

次の積立金につきましては1億5270万6000円で、前年度比1億3858万

1000円の増、これは主に再編交付金事業基金積立金の増などによるものでございます。

次の出資金貸付金につきましては270万1000円で、前年度比430万円の減でございます。これはシルバー人材センター運営費貸付金がゼロとなっておりますが、地方公営企業等金融機構出資金270万円の計上によるものでございます。この出資金は、公営企業金融公庫の廃止に伴い、地方公共団体が共同で設立を予定しております地方公営企業等金融機構に対するものでございます。

次の繰出金につきましては17億4305万5000円で、対前年度比5.3%の減でございます。これは主に下水道事業特別会計への繰出金の減によるものでございまして、平成20年度は国民健康保険特別会計へ5億6815万円、老人保健医療特別会計へ3110万2000円、介護保険特別会計へ3億7437万4000円、20年度からの医療制度改革に伴い創設されます後期高齢者医療特別会計へ3億6942万9000円、下水道事業会計へ4億円の繰り出しをいたそうとするものでございます。

次の普通建設事業費につきましては18億6105万7000円で、前年度比52.3%の減、額で20億3925万円の減額でございます。減額の主な理由といたしまして新庁舎建設事業費の減によるものでございます。なお、主要な建設事業につきましては、この当初予算資料の28、29ページに主要建設事業一覧表として掲載しておりますので、御参照いただければと存じます。

次の予備費につきましては、4844万7000円を計上させていただいております。

大変恐縮ですが、今度は予算書をごらんになっていただきたいと思います。予算書の6ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為でございますが、まず、市制40周年記念映画制作委託は、期間が平成20年度から21年度まで、限度額は458万8000円の設定をいたそうとするものでございまして、財源につきましては再編交付金400万円を予定いたし、このうち20年度は300万円を充当する予定でございます。

次の防衛施設周辺道路整備事業第2工区につきましては、期間が平成20年度から21年度まで、限度額は1億3512万4000円の設定をいたそうとするものでございます。財源につきましては、事務費等も含めまして、防衛補助が8948万1000円、市債が3410万円の予定でございます。

次に、第3表地方債でございますが、起債の目的、限度額につきましては、歳入の市債のところで説明をさせていただきました内容と同様でございます。なお、起債の方法、償還の方法につきましては前年度と同様でございまして、一時借入金につきましては前年度と同額の10億円を限度額とさせていただいております。

続きまして、恐縮でございますが、予算書の最終ページ、245ページをお願いいたします。平成19年度末の市債の現在高見込額はこの表の一番下、合計額の欄、左から2列目の121億5827万7000円でございますが、この額に平成19年度中の起債見込額を加え、元金償還見込額を差し引きますと、平成20年度末の市債

の現在高見込額は、表一番右の列の合計額でございます113億4129万1000円となりまして、19年度末現在高見込額と比較いたしますと8億1698万6000円の減となるものでございます。

次に、資料はございませんが、財政指標の目安でございますが、本予算段階で申し上げますと公債費比率につきましては7.0%でございまして、前年度当初と比較し、0.8ポイントの減、経常収支比率につきましては臨時財政対策債の借入入れをゼロとさせていただきました関係で100.1%と、前年度当初と比較し1.8ポイントの増となっております。ただし、19年度当初予算での臨時財政対策債を分母に含めない数値は100.8%でございましたので、この比較で、前年度当初と比較し、0.7ポイントの減となっております。

さらに、財政力指数につきましては0.805でございまして、前年度当初と比較いたしますと0.015ポイントの増となっております。

以上、御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号は、19人の委員をもって構成する平成20年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第24号については、19人の委員をもって構成する平成20年度福生市一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました平成20年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により清水義朋君、末次和夫君、杉山行男君、乙津豊彦君、堀雄一朗君、原田剛君、加藤育男君、串田金八君、田村昌巳君、増田俊一君、奥富喜一君、阿南育子君、羽場茂君、青海俊伯君、大野聰君、高橋章夫君、大野悦子君、田村正秋君、小野沢久君、以上19人の皆さんを、平成20年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 暫時休憩いたします。

午後3時37分 休憩

~~~~~

午後4時25分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告事項がありますので、事務局長より報告願います。

(吉野議会事務局長報告)

- 1 平成20年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告について(別添参照)

○議長(原島貞夫君) 以上で報告は終わりました。

ただいま報告いたしましたとおり、特別委員会の正副委員長の互選結果が参っております。

ここで、正副委員長になられた方々からごあいさつを願います。

まず、委員長田村正秋君。

(平成20年度福生市一般会計予算審査
特別委員長 田村正秋君登壇)

○平成20年度福生市一般会計予算審査特別委員長(田村正秋君) ただいま、平成20年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員長ということで、皆様の御推薦をいただきました田村正秋でございます。

本年度は、非常に大きな節目の年でございます。どうか皆さん委員の忌憚のない御意見と、さらには委員会の御協力のほどよろしくお願いいたします。就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 次に、副委員長清水義朋君。

(平成20年度福生市一般会計予算審査
特別副委員長 清水義朋君登壇)

○平成20年度福生市一般会計予算審査特別副委員長(清水義朋君) ただいま、平成20年度福生市一般会計予算審査特別委員会の副委員長に選ばれました清水でございます。

何分力不足のところがあるかと思えますけれども、しっかりとした予算審査ができるよう委員長を盛り立てて頑張っていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(原島貞夫君) 以上で、正副委員長のごあいさつは終わりました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第26、議案第25号、平成20年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(市民部長 石川弘君登壇)

○市民部長(石川弘君) 御指名をいただきましたので、議案第25号、平成20年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

平成20年度予算編成に当たりましては、本事業の円滑な運営を行っていくため保険税の適正な賦課、収納率向上と財源確保に努め、国・東京都に対しまして補助金、交付金等の適正な配分と制度の見直し等を要望し、また、生活習慣病の予防による医療費の伸びの抑制を目指し、少しでも健全な事業運営となるよう努めていこうとするものでございます。

それでは、予算の内容について説明をさせていただきます。特別会計予算書の1ペ

ージをお開きいただきます。総則でございますが、第1条第1項の歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を61億1730万4000円と定めようとするものでございます。

第2項におきましては、歳入歳出予算の款項の区分、金額は「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、第2条の一時借入金につきましては、借入金の最高額を2億円に定めようとするものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、保険給付費に過不足が生じた場合、同一款内で各項間の流用を認めようとする旨の規定でございます。

続きまして、2ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算でございます。初めに、第1表歳入歳出予算のうち1の歳入について御説明申し上げます。第1款第1項の国民健康保険税につきましては、総額で14億3221万5000円、前年度比較2億7375万2000円、16.0%の減額でございます。この減額につきましては、後期高齢者医療制度の創設により、75歳以上の国保加入者が後期高齢者医療保険に移行することに伴うものでございます。

次に、第2款国庫支出金の12億8276万7000円は、前年度比較5643万4000円、4.2%の減額でございます。第1項の国庫負担金11億3438万円、前年度比較5039万9000円の減額となっておりますが、主な内容は療養給付費等負担金の減額、高額医療費共同事業負担金の減額及び平成20年度から開始されます特定健康診査等負担金の増額との相殺でございます。

第2項の国庫補助金1億4838万7000円は前年度比較603万5000円の減額でございますが、これは財政調整交付金の減額となっております。

次に、第3款第1項療養給付費等交付金5億6556万2000円は、前年度比較4億610万2000円、44.9%の減額となっておりますが、これにつきましては退職者医療制度の適用年齢が75歳から65歳に引き下げられたことによる減額でございます。

次に、第4款第1項前期高齢者交付金12億5183万1000円は、医療制度改革により新設された交付金でございます。第3款の療養給付費等交付金にかわるものであり、65歳以上75歳未満の加入者が比較的多い国保と、この年齢の加入者の少ない被用者保険との不均衡を調整するための交付金でございます。

次に、第5款都支出金2億7013万円は、前年度比較980万6000円、3.5%の減額となっております。第1項の都負担金3833万2000円は前年度比較1407万3000円、58.0%の増額でございます。高額医療費共同事業負担金及び平成20年度から実施されます特定健康診査等負担金の合計額でございます。

第2項の都補助金2億3179万8000円は、前年度比較2387万9000円、9.3%の減額でございます。東京都財政調整補助金及び東京都財政調整交付金の減額となっております。

次に、第6款第1項共同事業交付金7億4073万3000円は、前年度比較1億7924万4000円、31.9%の増額で、主に保険財政共同安定化事業交付金の

増額となっております

次に、第7款繰入金、第1項他会計繰入金5億6815万円は、前年度比較6729万7000円、10.6%の減額でございますが、被保険者数の減少により保険基盤安定繰入金の減少及びその他一般会計繰入金4000万円の減額でございます。

次の第8款繰越金につきましては、1000円の科目存置となっております。

次に、第9款諸収入591万5000円は、前年度比較3万4000円、0.6%の増額で、前年度とほぼ同額でございます。

以上、歳入の合計で61億1730万4000円となりまして、前年度比較9.4%の増額となっております。

続きまして、3ページをお開き願います。2の歳出について御説明を申し上げます。第1款総務費第1項総務管理費2490万9000円は前年度比較148万5000円、5.6%の減額でございますが、賦課事務費におきまして平成19年度に2年に1度の被保険者証の一斉更新があったことによる印刷製本費及び通信運搬費等の減額でございます。

次に、第2款保険給付費39億2336万2000円は、前年度比較3億5341万1000円、9.9%の増額となっておりますが、これは主なものといたしまして療養諸費では2億646万3000円、6.4%、高額療養費で1億5609万4000円、57.8%の増額でございます。また、葬祭費につきましては75歳以上の方が後期高齢者医療保険に移行することにより対象外となることから、935万円の減額の相殺によるものでございます。

次に、第3款第1項後期高齢者支援金7億9934万8000円につきましては、平成20年度の医療制度改革により新設されたもので、これまでの老人保健拠出金にかわるものでございます。

次の第4款第1項前期高齢者納付金等65万9000円につきましては、平成20年度医療制度改革により新設されたもので、負担調整額として納付するものでございます。

次に、第5款第1項老人保健拠出金1億4225万9000円は、前年度比較8億3581万7000円、85.5%の大幅な減額となっておりますが、平成20年3月診療分の1カ月分に過年度精算金を加算したもので、平成20年度からは医療制度改革により新設された第3款の後期高齢者支援金等にかわってくるものでございます。

次に、第6款第1項介護給付費納付金3億3693万2000円は、前年度比較2984万4000円、8.1%の減でございますが、社会保険診療報酬支払基金の示した納付金額を見込んだところでございます。

次に、第7款第1項共同事業拠出金7億8118万2000円は、前年度比較1億7069万8000円、28%の増額で、主に保険財政共同安定化事業拠出金の増額でございます。

次に、第8款保健事業費9202万6000円は前年度比較7362万5000円、400%の大幅な増額でございますが、これは基本健康診査にかわって平成20年度から実施される第1項の特定健康診査等事業費8820万円が主なものでござい

す。

また、第2項保健事業費382万6000円は、前年度比較1457万5000円、79.2%の減額でございますが、平成19年度に実施した国保ヘルスアップ事業の終了及び平成18年度、平成19年度にて支出した健診、保健指導支援システム開発費の減額でございます。

次に、第9款公債費30万9000円は前年度比較4万1000円の増額でございますが、一時借入金利子を見込んだところでございます。

次に、第10款諸支出金630万4000円は前年度比較674万円、51.7%の減額でございます。第1項償還金及び還付金で一般被保険者過誤納保険税還付金及び還付加算金を200万円増額させていただくものと、第2項他会計繰出金で、平成19年度において制度改正によるシステム改良委託料にかかわる国庫補助金財政調整交付金を一般会計に繰り出していたものがなくなったことによる874万円の減額との相殺でございます。

次に、第11款予備費につきましては、歳入歳出財源調整として1001万4000円を計上させていただきました。

以上、歳出合計で61億1730万4000円となりまして、前年度比較9.4%の増額でございます。

以上、平成20年度福生市国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきますが、御審議賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第27、議案第26号、平成20年度福生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第26号、平成20年度福生市老人保健医療特別会計予算につきまして内容の説明を申し上げます。

平成20年4月からは老人医療制度にかわり、都道府県単位での広域連合による後



期高齢者医療の事業運営となってまいりますが、老人保健医療特別会計につきましては2月から3月分及び未精算分等の医療費の請求支払い、また支払基金交付金の精算事務等がございますので、平成20年度におきましても予算編成をお願いするものでございます。したがいまして、歳入歳出予算額におきましては前年度比較、大幅な減額となっておりますので、あらかじめ御理解をお願い申し上げます。

このような状況の中、平成20年度の予算を積算いたしましたので、その内容につきまして説明をさせていただきます。それでは、予算書の57ページをお開き願います。まず、総則でございますが、第1条第1項の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億626万円と定めようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

次に、58ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算のうち1の歳入でございますが、第1款第1項の支払基金交付金は、2億1992万1000円でございます。これは歳出において医療諸費の実績による医療費交付金の増額が主なものでございます。交付金の内訳は、医療費交付金及び過年度分科目存置の合計額2億1795万8000円と、審査支払手数料交付金及び精算分の合計額196万3000円の合計額でございます。

次に、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、医療費負担金1億2402万5000円でございます。これは現年度分医療費負担金及び過年度分科目存置の合計額でございます。

次の第3款都支出金、第1項都負担金3100万6000円は、都の医療費負担金及び精算分でございます。

次に、第4款繰入金第1項他会計繰入金3110万2000円は、医療費分等への一般会計からの繰入金で、負担割合は都負担金と同率となっております。

次の第5款第1項繰越金1000円は、前年度繰越金に対しましての科目存置でございます。

次の第6款諸収入20万5000円につきましては、第1項延滞金及び加算金の2000円、第2項の預金利子1000円、第3項雑入20万2000円は第三者行為による納付金及び返納金でございます。

以上、歳入総額を4億626万円といたそうとするものでございます。

次に、59ページをお願い申し上げます。歳出について御説明申し上げます。初めに第1款第1項医療諸費4億595万6000円でございますが、医療給付費、医療支給費及び審査支払手数料の精算分等でございます。

次に、第2款諸支出金20万4000円は、第1項の償還金及び還付金20万3000円、第2項は他会計繰出金1000円の科目存置でございます。

次の第3款第1項の予備費10万円は、財政調整額でございます。

以上、歳出総額を4億626万円といたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第28、議案第27号、平成20年度福生市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（福祉部長 星野恭一郎君登壇）

○福祉部長（星野恭一郎君） 御指名をいただきまして、議案第27号、平成20年度福生市介護保険特別会計予算の提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

本予算につきましては、介護保険法による第1号被保険者及び16種類の特定疾病に罹患している第2号被保険者を対象とした介護給付費等の特別会計でございまして、歳入歳出予算の総額を27億6165万4000円、前年度と比較して1億1788万2000円、4.5%の増と見込みまして編成したところでございます。

平成20年度は、平成18年3月に策定いたしました第3期介護保険事業計画の計画年度、平成18年度から平成20年度の最終年度になります。この事業計画では計画の基本理念を初め3年間の介護サービスの利用者数、介護サービス量、介護総費用額の推計、あるいは3年間の介護保険料見込額、介護保険料の基礎となります所得段階別の被保険者見込み数と保険料基準額などを設定しておりまして、基本的にはこれらを踏まえた予算編成といたしております。

それでは、本予算の内容につきまして説明申し上げます。予算書の81ページをお願い申し上げます。最初に総則でございしますが、第1条は、歳入歳出予算でございまして、第1項では歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ27億6165万4000円と定めようとするものでございます。

次に第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものとしております。

次に、第2条は、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の流用でございまして、介護給付費に計上した予算額に過不足を生じた場合に、同一款内での各項の間の流用ができることを定めようとするものでございます。

次に、82ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算でございまして、まず、歳入でございしますが、第1款介護保険料5億9100万円は、前年度比3240万4000円、5.8%の増でございまして、これは現年度分保険料5億8500万円と、滞納繰越分保険料600万円との合計額でございまして、収納率につきましては現年度分97%、滞納繰越分20%と見込んだところでございまして、なお、現年度分介護保険料につきましては、先ほど議案第9号、福生市介護保険条例の一部を改正する条

例で提案させていただきましたが、平成20年度も介護保険料の激変緩和措置を継続することといたしております、この激変緩和額900万円と算定し、これを減額した予算としております。また、この激変緩和額900万円の減額に伴います介護給付費等の財源として、後ほど説明いたしますが、介護給付費準備基金から900万円の繰り入れで対応いたそうとするものでございます。

次に、第2款国庫支出金5億6199万9000円は、前年度比371万7000円、0.7%の増でございます。第1項国庫負担金4億5168万3000円は、介護給付費負担金で、歳出における介護給付費26億147万3000円のうち施設サービス費の15%、その他居宅サービス費の20%を見込んだものでございます。

次の第2項国庫補助金1億1031万6000円は、調整交付金8479万円と、地域支援事業交付金2552万6000円との合計額でございます、調整交付金は介護給付費の3.3%を計上したところでございます。

次の、第3款支払基金交付金8億1853万7000円は、前年度比3529万4000円、4.5%の増でございます。この内訳といたしまして介護給付費交付金8億645万7000円及び地域支援事業支援交付金1208万円となっております。なお、介護給付費交付金は介護給付費の31%を見込んだものでございます。

次に、第4款都支出金4億656万円は、前年度比2043万6000円、5.3%の増でございます。第1項都負担金3億9379万7000円は、介護給付費負担金で、介護給付費のうち施設サービス費の17.5%、その他居宅サービス費の12.5%を見込んだものでございます。

次の、第2項財政安定化基金交付金1000円は科目存置でございます。

また、第3項都補助金1276万2000円は地域支援事業交付金で、内訳といたしまして介護予防事業分487万1000円、包括的支援事業及び任意事業分789万1000円となっております。

次の、第5款財産収入1000円につきましては、介護給付費準備基金積立金利子を計上いたしております。

第6款繰入金3億8337万4000円は、前年度比2599万4000円、7.3%の増でございます。第1項は一般会計からの介護給付費繰入金3億2518万4000円と、地域支援事業繰入金1276万2000円、事務費繰入金3642万8000円との合計額でございます、介護給付費繰入金につきましては、介護給付費の12.5%を見込んでおります。

また、第2項基金繰入金900万円は、先ほども御説明申し上げましたが、介護保険料の激変緩和措置に対する財源といたしまして、介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

第7款繰越金1000円につきましては、前年度繰越金で、科目存置でございます。

次に、第8款諸収入18万2000円は、第1項延滞金、加算金及び過料で1万円、第2項預金利子で16万9000円、第3項雑入で第三者納付金、返納金、その他雑入それぞれ1000円ずつの科目存置といたしたものでございます。

以上、歳入合計は27億6165万4000円となるものでございます。

次に、８３ページ、歳出でございます。第１款総務費３４４４万８０００円は前年度比２４８万６０００円、７．８％の増でございます。これは事業運営に要する事務費でございます、第１項総務管理費で９０１万１０００円、第２項賦課徴収費で２４１万５０００円、また、第３項認定審査会費では２３０２万２０００円をそれぞれ計上いたしましたところでございます。

次に、第２款介護給付費２６億１４７万３０００円は、前年度比９４９０万６０００円、３．８％の増でございます。なお、この介護給付費につきましては第３期介護保険事業計画の平成２０年度分の介護給付費見込額等をもとに計上をいたしております。

第１項介護サービス等諸費は２４億３３５６万３０００円でございます、内訳といたしまして要介護者を対象とする介護サービス等給付費が２３億円、要支援者を対象とする介護予防サービス等給付費で１億３００８万８０００円、さらに審査支払手数料３４７万５０００円となっております。

第２項高額介護サービス等費４７９０万９０００円は、要介護者を対象とする高額介護サービス費４７８５万９０００円と、要支援者を対象とする高額介護予防サービス費５万円との合計額でございます。

第３項特定入所者介護サービス等費で、１億２０００万１０００円は介護保険施設に入所している要介護者を対象とする、特定入所者介護サービス費１億２０００万円と、介護保険施設でのショートステイ等を利用している要支援者を対象とする特定入所者介護予防サービス費等の科目存置１０００円の合計でございます。

次に、第３款地域支援事業費７７９３万８０００円は前年度比２０３６万５０００円、３５．４％の増でございます。なお、地域支援事業費につきましては第３期介護保険事業計画による平成２０年度分の介護給付費額の３％以内の額を計上したところでございます。

第１項介護予防事業費では３８９６万９０００円でございます、内訳といたしまして特定高齢者を対象とする筋力向上トレーニング委託料などの、介護予防特定高齢者施策事業費が３０１３万４０００円、一般高齢者を対象とする介護予防普及啓発事業費などの介護予防一般高齢者施策事業費が８８３万５０００円となっております。

第２項包括的支援事業・任意事業費３８９６万９０００円は地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメント事業や包括的継続的マネジメント支援事業費、さらに地域包括センター運営にかかる人件費等を計上したところでございます。

次に、第４款財政安定化基金拠出金７３万１０００円は、介護給付費の財源不足などが生じた場合、その貸し付け等を受けるための東京都への拠出金でございます。

第５款基金積立金１０００円につきましては、介護給付費準備基金積立金で科目存置でございます。

第６款公債費４４６５万９０００円でございますが、第１項公債費１５万９０００円は、一時借入金の償還利子でございます。

第２項財政安定化基金償還金４４５０万円は、第２期で借り入れました１億３３５０万円を、平成１８年度から２０年度までの３年間で均等払いにより償還を行うもの

でございます。

次に、第7款諸支出金の40万4000円は、第1項償還金及び還付金40万3000円と第2項他会計繰出金1000円との合計でございます。

最後に、第8款予備費でございますが、前年度と同額の200万円でございます。

以上、歳出合計は27億6165万4000円となるものでございます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第29、議案第28号、平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明をお願いします。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第28号、平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、内容の説明を申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律により、後期高齢者医療制度が始まるわけですが、広域連合及び区市町村は後期高齢者医療の事務を処理することとされており、それぞれの事務事業と役割分担により予算編成を行うものでございます。

このような状況の中で新たに平成20年度の予算を積算させていただきましたので、その内容につきまして御説明申し上げます。

それでは、特別会計予算書の141ページをお開き願います。まず、総則でございますが、第1条第1項において歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億4689万5000円と定めようとするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、予算書の142ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算、1の歳入でございますが、第1款第1項の後期高齢者医療保険料3億7269万6000円は、特別徴収及び普通徴収分の保険料となっております。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項手数料1000円は科目存置でございます。

次に、第3款繰入金、第1項他会計繰入金3億6942万9000円は、一般会計からの繰入金で、広域連合から示された療養給付費繰入金、事務費繰入金、保険料軽減の特別対策としての保険基盤安定繰入金、保険料軽減措置繰入金及び健康診査費繰入金でございます。

次に、第4款諸収入のうち第1項から第3項及び第5項は科目存置でございます。第4項につきましては、476万5000円につきましては後期高齢者の健康診査費

受託費でございまして、特定健診を実施しようとするものでございます。

以上、歳入総額を7億4689万5000円といたそうとするものでございます。

次に、143ページをお開き願います。2の歳出でございますが、第1款総務費は1114万5000円で、第1項総務管理費834万5000円の主なものは電算システム関係と、後期高齢者医療事務嘱託員の報酬及び第2項の徴収事務に要する経費が主なものでございます。

次に第2款、第1項の広域連合納付金7億1380万9000円は広域連合への負担金でございまして、主なものは療養給付費負担金2億3521万3000円、保険料等負担金で3億7269万6000円及び保険基盤安定負担金、事務費負担金、保険料軽減措置負担金の支出となっております。

次に第3款、第1項保健事業費983万6000円は、印刷製本費、通信費及び後期高齢者の健康診査委託料でございます。

次に第4款、第1項の1200万円は被保険者に対する葬祭費の支給を行うもので、国民健康保険と同様でございまして、240人分を見込んだところでございます。

次に第5款、諸支出金第1項償還金及び還付加算金1000円は科目存置でございます。

次の、第6款予備費、10万4000円は財政調整額でございます。

以上、歳出総額を7億4689万5000円といたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第30、議案第29号、平成20年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第29号、平成20年度福生市下水道事業会計予算の提案理由とその内容につきまして、御説明させていただきます。

本年度予算につきましては、汚水の維持管理が主なものでございますが、平成19年度において公営企業経営健全化計画の提出をし、繰上償還が認められ、高金利の借り換え等の実施に伴い公債費の大幅な減額等によりまして、前年度比で2億6240万6000円の減額で、率では14.0%の減となっております。

本市の公共下水道整備につきましては、既に污水管渠の整備は完了し、雨水管渠の幹線につきましても95.7%完了しているところでございます。今後、雨水の未整

備地区の解消につきましては、計画的に支線の整備及び道路改修工事など面的整備を図ってまいりたいと考えております。

それでは、予算の内容につきまして説明させていただきます。恐れ入りますが、特別会計予算書の169ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第1条は歳入歳出予算でございます。第1項では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1022万4000円と定めようとするものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとしております。

第2条は、地方債について定めようとするものでございますが、内容につきましては「第2表 地方債」で説明させていただきます。

第3条は、一時借入金の借り入れの最高額を3億円と定めようとするものでございます。

170、171ページをお開きいただきたいと思います。第1表歳入歳出予算につきまして説明させていただきます。歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金39万1000円は、前年度比1193万6000円の減額で、率では96.8%の減でございます。この減の理由でございますが、五日市街道陸橋通りの雨水管理設工事が完了したことによる減でございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料の10億3301万2000円は、前年度比1355万6000円の増額、率では1.3%の増でございます。現年度分と滞納繰越分の下水道使用料及び下水道施設占用料でございます。増額の理由といたしましては、現年度分の基地汚水料の増を見込んでおります。なお、下水道使用料全体に占める基地使用料は54.5%を見込んでおります。

次に、第3款国庫支出金1017万9000円は、前年度比504万円の減額、率で33.1%の減でございます。第1項国庫負担金959万4000円で、流域下水道防衛施設分負担金でございます。前年度比34.2%の減で、流域下水道建設負担金の減によるものでございます。

第2項国庫補助金58万5000円は、地域住宅交付金で、雨水浸透施設設置事業助成金に対しまして、国土交通省からの補助金でございます。

次に、第4款財産収入でございますが、財産売払収入で1000円の科目存置でございます。

次に、第5款繰入金、第1項他会計繰入金の4億円は、前年度比2億2000万円の減額、率では35.5%の減でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

次に、第6款繰越金につきましては、前年度比1000万円の増額で、4000万円を計上させていただきました。

次に、第7款諸収入の1764万1000円は、前年度比258万6000円の減額、率では12.8%の減でございます。主な内訳といたしましては、第3項雑入で消費税還付金、多摩川上流雨水幹線青梅市協力金などがございます。

次に、第8款市債、第1項市債の1億900万円は前年度比4640万円の減額で、

率では29.9%の減でございます。内訳といたしまして公共下水道事業債で8040万円、流域下水道事業債で2860万円でございます。これは公共下水道事業債で五日市街道陸橋通りの雨水管理設工事の完了による減、流域下水道事業債で多摩川上流流域水再生センターの更新事業の減額によるものでございます。

以上、歳入合計16億1022万4000円と定めようとするものでございます。

171ページでございますが、第1款総務費、第1項総務管理費の5億5602万9000円は、前年度比864万4000円の減額、率では1.5%の減でございます。主な内容は、職員人件費6名分、下水道使用料徴収費、多摩川上流流域下水道維持管理負担金などでございます。

次に、第2款事業費、第1項下水道整備費の1億1830万8000円は前年度比6690万8000円の減額、率では36.1%の減でございます。減額の理由は、多摩川上流流域下水道建設事業費が多摩川上流水再生センターの更新事業の完成による減額及び新五日市街道雨水管理設工事の減額などによるものでございます。

次に、第3款公債費、第1項公債費9億2248万8000円は、前年度比1億8283万2000円の減額、率で16.5%の減でございます。大幅な減額の理由といたしましては、平成19年度において公営企業経営健全化計画を提出し、財務省及び公営企業金融公庫から借り入れている利率7%以上の高金利債について、全額繰上償還が認められたことになり、借換債として市中銀行等から利率2%で借り入れたと仮定したものでございます。内容を申し上げますと、公共下水道事業債と流域下水道事業債及び公営企業借換債の元金償還費と利子償還費及び一時借入金の利子でございます。

次に、第4款予備費でございますが、1339万9000円を計上いたしまして、以上、歳出合計16億1022万4000円と定めようとするものでございます。

172ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債でございますが、公共下水道事業債として限度額8040万円、また流域下水道事業債として限度額を2860万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法につきましては前年度と同様でございます。

以上、議案第29号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第31、議案第30号、平成20年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）



○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第30号、平成20年度福生市受託水道事業会計予算の提案理由と、その内容につきまして御説明させていただきます。

本年度予算につきましては、前年度と比較いたしまして総額で9149万1000円の減額で、率で19.6%の減となっております。これは受託水道事業廃止に伴いまして、平成20年度から給水装置系業務及び徴収系業務が東京都に移行することに伴い、平成20年度予算につきましては施設関係業務のみの予算となったことが主な原因でございます。

恐れ入りますが、予算書の207ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第1条におきまして歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億7534万5000円と定めようとするものでございます。内容につきましては、第1表の歳入歳出予算で説明させていただきます。

208、209ページをお開きいただきたいと思います。第1表歳入歳出予算につきまして説明させていただきます。歳入でございますが、第1款受託水道事業収入、第1項都受託事業収入3億7534万5000円は、前年度比9149万1000円の減額で、率では19.6%の減でございます。これは全額東京都からの受託事業収入でございます。

以上、歳入合計を3億7534万5000円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第1款受託水道事業費3億7534万5000円で、第1項水道管理費2億9394万4000円は、前年度比7900万3000円の減額、率で21.2%の減でございます。主な内容につきましては配水管付設替え等の工事請負費が主なものでございますが、これは施設管理系業務が移行されるまでの経過措置として、今後2年間で配水管布設替え等工事をできるだけ実施しようとするものでございまして、多摩水道改革推進本部と協議をいたしまして、今年度は7件の工事を予定しているところでございます。なお、移行された業務以外を除きましては、昨年とほぼ同様でございまして、職員人件費については一部業務が移行されることに伴いまして6名の減により、10名分の人件費を計上したところでございます。その他については、配水・給水にかかります工事請負費、設計委託料等でございます。

次に、第2項建設改良費8140万1000円は、前年度比1248万8000円の減額、率では13.3%の減でございます。主な理由といたしましては、都道掘削復旧監督事務費及び配水管新設工事等の減額でございますが、平成20年度につきましても、安定給水を図る上で公道内及び市道内に配水管の新設工事、また消火栓の設置工事等を実施していく内容となっております。

以上、歳出合計を3億7534万5000円と定めようとするものでございます。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第32、議員提出議案第1号、沖縄県における米兵による女子中学生拉致暴行事件並びに横田基地における米軍憲兵の酒気帯び運転による交通事故に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） 御指名をいただきましたので、日程第32号、議員提出議案第1号、沖縄県における米兵による女子中学生拉致暴行事件並びに横田基地における米軍憲兵の酒気帯び運転による交通事故に関する意見書の提案理由の説明をさせていただきます。

昨日の本会議でも、一般質問、多くの方の質問がありました。今回、去る2月の沖縄で大変な事件があったわけですが、そういう事件に対する我々の憤りというのは大変なものであったわけです。そういったものにもかかわらず、昨日の新聞でも掲載されておりますが、市内における憲兵隊員、しかも、本来なら兵隊さんを取り締まるべき憲兵隊員さんが酒気帯び運転で事故を起こしたということで、とんでもないことだと思います。

そこで、今般、福生市議会として意見書を提出したいということで提案をさせていただくものでございます。既にお配りしてありますが、一応朗読をさせていただきます。

「沖縄県における米兵による女子中学生拉致暴行事件並びに横田基地における米軍憲兵の酒気帯び運転による交通事故に関する意見書。

去る2月10日、沖縄県の本島中部において、在沖米海兵隊員による女子中学生拉致暴行事件が発生した。

今回の事件は、平成7年に発生した米兵による女子小学生暴行事件を思い起こさせ、沖縄県民はもとより全国の米軍基地を抱える近隣市民に大きな不安と強い憤りを与えるものである。

また、こうした事件が発生したにもかかわらず、同じ米軍基地を抱える本市で、去る2月24日に、米軍憲兵の酒気帯び運転による交通事故が起きたことに、さらに憤りを覚えたところである。

かかる非人道的な犯罪や本市での今回の事故が起きたことに対し、米軍が事件・事故に対する真摯な反省と再発防止に向けた抜本的な対策を講じているか、実効性が全く見えない。

米軍は、今回の事件・事故により、沖縄県民や同じ米軍基地を抱える本市の市民に恐怖や不安を与えたことの現実を受け止め、二度とこのようなことを起こさないよう、抜本的な防止策を明示すべきである。

よって、福生市議会は、米兵による女子中学生拉致暴行事件並びに横田基地における米軍憲兵の酒気帯び運転による交通事故に対し、厳重に抗議するとともに、事件・

事故の再発防止に向けてより一層の綱紀肅正を図ることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成20年3月6日」
あて先は内閣総理大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務大臣、防衛大臣でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、委員会の付託を省略することと御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議員提出議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に日程第33、議員提出議案第2号、沖縄県における米兵による女子中学生拉致暴行事件並びに横田基地における米軍憲兵の酒気帯び運転による交通事故に関する決議を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、先ほど可決されました議員提出議案第1号の意見書とほぼ同趣旨でありますので、福生市議会会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第2号は、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議員提出議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第34、陳情第20-1号、介護保険の改善を国に求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第20-1号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第35、陳情第20-2号、「同居家族がいても生活援助サービスが受けられる」厚生労働省通達(事務連絡)を徹底させる陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第20-2号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 次に、日程第36、陳情第20-3号、国民健康保険税に関する陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第20-3号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため明8日から27日までの20日間、休会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって明8日から27日までの20日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は3月28日、午前10時より開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後5時26分 散会



議員提出議案第1号

沖縄県における米兵による女子中学生拉致暴行事件並びに  
横田基地における米軍憲兵の酒気帯び運転による交通事故  
に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成20年3月6日

|     |   |   |    |
|-----|---|---|----|
| 提出者 | 大 | 野 | 聰  |
| 賛成者 | 奥 | 富 | 喜一 |
| 〃   | 加 | 藤 | 育男 |
| 〃   | 田 | 村 | 昌巳 |
| 〃   | 阿 | 南 | 育子 |
| 〃   | 青 | 海 | 俊伯 |
| 〃   | 大 | 野 | 悦子 |
| 〃   | 小 | 野 | 沢久 |
| 〃   | 増 | 田 | 俊一 |
| 〃   | 串 | 田 | 金八 |

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

沖縄県における米兵による女子中学生拉致暴行事件並びに  
横田基地における米軍憲兵の酒気帯び運転による交通事故  
に関する意見書

去る2月10日、沖縄県の本島中部において、在沖米海兵隊員による女子中学生拉致暴行事件が発生した。

今回の事件は、平成7年に発生した米兵による女子小学生暴行事件を思い起こさせ、沖縄県民はもとより全国の米軍基地を抱える近隣市民に大きな不安と強い憤りを与えるものである。

また、こうした事件が発生したにもかかわらず、同じ米軍基地を抱える本市で、去る2月24日に、米軍憲兵の酒気帯び運転による交通事故が起きたことに、さらに憤りを覚えたところである。

かかる非人道的な犯罪や本市での今回の事故が起きたことに対し、米軍が事件・事故に対する真摯な反省と再発防止に向けた抜本的な対策を講じているか、実効性が全く見えない。

米軍は、今回の事件・事故により、沖縄県民や同じ米軍基地を抱える本市の市民に恐怖や不安を与えたことの現実を受け止め、二度とこのようなことを起こさないよう、抜本的な防止策を明示すべきである。

よって、福生市議会は、米兵による女子中学生拉致暴行事件並びに横田基地における米軍憲兵の酒気帯び運転による交通事故に対し、厳重に抗議するとともに、事件・事故の再発防止に向けてより一層の綱紀粛正を図ることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年3月6日

福生市議会議長

原 島 貞 夫

内閣総理大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

外務大臣

防衛大臣

様





議員提出議案第 2 号

沖縄県における米兵による女子中学生拉致暴行事件並びに  
横田基地における米軍憲兵の酒気帯び運転による交通事故  
に関する決議

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 6 日

|     |   |   |     |
|-----|---|---|-----|
| 提出者 | 大 | 野 | 聰   |
| 賛成者 | 奥 | 富 | 喜 一 |
| 〃   | 加 | 藤 | 育 男 |
| 〃   | 田 | 村 | 昌 巳 |
| 〃   | 阿 | 南 | 育 子 |
| 〃   | 青 | 海 | 俊 伯 |
| 〃   | 大 | 野 | 悦 子 |
| 〃   | 小 | 野 | 沢 久 |
| 〃   | 増 | 田 | 俊 一 |
| 〃   | 串 | 田 | 金 八 |

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

沖縄県における米兵による女子中学生拉致暴行事件並びに  
横田基地における米軍憲兵の酒気帯び運転による交通事故  
に関する決議

去る2月10日、沖縄県の本島中部において、在沖米海兵隊員による女子中学生拉致暴行事件が発生した。

今回の事件は、平成7年に発生した米兵による女子小学生暴行事件を思い起こさせ、沖縄県民はもとより全国の米軍基地を抱える近隣市民に大きな不安と強い憤りを与えるものである。

また、こうした事件が発生したにもかかわらず、同じ米軍基地を抱える本市で、去る2月24日に、米軍憲兵の酒気帯び運転による交通事故が起きたことに、さらに憤りを覚えたところである。

かかる非人道的な犯罪や本市での今回の事故が起きたことに対し、米軍が事件・事故に対する真摯な反省と再発防止に向けた抜本的な対策を講じているか、実効性が全く見えない。

米軍は、今回の事件・事故により、沖縄県民や同じ米軍基地を抱える本市の市民に恐怖や不安を与えたことの現実を受け止め、二度とこのようなことを起こさないよう、抜本的な防止策を明示すべきである。

よって、福生市議会は、米兵による女子中学生拉致暴行事件並びに横田基地における米軍憲兵の酒気帯び運転による交通事故に対し、厳重に抗議するとともに、事件・事故の再発防止に向けてより一層の綱紀粛正を図ることを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成20年3月6日

福 生 市 議 会

## 後期高齢者医療保険料と国民健康保険税との比較

|          |    |     |         |
|----------|----|-----|---------|
| 税率等      | 国保 | 所得割 | 5.4%    |
| 後期高齢 所得割 |    | 均等割 | 25,000円 |
| 均等割      |    | 平等割 | 1,200円  |
|          |    | 資産割 | 13%     |
|          |    |     |         |

### ★保険料の軽減対策について

厚生年金の一般的な収入程度の208万円(旧ただし書き所得55万円)の階層の被保険者に対して、次のように減額されます。

- ◇ 所得階層 15万円まで … 所得割を4/4減額
- ◇ 所得階層 20万円まで … 所得割を3/4減額
- ◇ 所得階層 40万円まで … 所得割を2/4減額
- ◇ 所得階層 55万円まで … 所得割を1/4減額

### ★1人・固定資産なしの場合

◇年金収入 168万円 … 168万円 － 公的年金控除120万円  
－ 基礎控除33万円 = 15万円

|     | 後期高齢           | 国 保              |
|-----|----------------|------------------|
| 所得割 | 9,840円         | 8,100円           |
| 均等割 | (7割軽減) 11,340円 | (6割軽減)10,000円    |
| 平等割 | なし             | (6割軽減) 480円      |
| 合 計 | 21,180円        | 18,580円(+2,600円) |

※都所得割軽減 … 所得割 4/4 減額により後期高齢では均等割  
11,340円 ⇒ 7,240円の減額となる。

◇年金収入173万円まで …  $173\text{万円} - 120\text{万円} - \text{基礎控除}33\text{万円}$   
 $= 20\text{万円}$

|     | 後期高齢           | 国 保              |
|-----|----------------|------------------|
| 所得割 | 13,120円        | 10,800円          |
| 均等割 | (2割軽減) 30,240円 | 25,000円          |
| 平等割 | なし             | 1,200円           |
| 合 計 | 43,360円        | 37,000円(+6,360円) |

※都所得割軽減 … 所得割  $3/4$  減額  $\Rightarrow 3,280\text{円}$ 。よって $3,280\text{円} + 30,240\text{円} = 33,520\text{円}$ となる。 $\Rightarrow 3,480\text{円}$ 減額となる。

◇年金収入193万円まで …  $193\text{万円} - 120\text{万円} - 33\text{万円}$   
 $= 40\text{万円}$

|     | 後期高齢           | 国 保              |
|-----|----------------|------------------|
| 所得割 | 26,240円        | 21,600円          |
| 均等割 | (2割軽減) 30,240円 | 25,000円          |
| 平等割 | なし             | 1,200円           |
| 合 計 | 56,480円        | 47,800円(+8,680円) |

※都所得割軽減 … 所得割  $2/4$  減額  $\Rightarrow 13,120\text{円}$ 。よって $13,120\text{円} + 30,240\text{円} = 43,360\text{円}$ となる。 $\Rightarrow 4,440\text{円}$ 減額となる。

◇年金収入208万円まで …  $208\text{万円} - 120\text{万円} - 33\text{万円}$   
 $= 55\text{万円}$

|     | 後期高齢    | 国 保               |
|-----|---------|-------------------|
| 所得割 | 36,080円 | 29,700円           |
| 均等割 | 37,800円 | 25,000円           |
| 平等割 | なし      | 1,200円            |
| 合 計 | 73,880円 | 55,900円(+17,980円) |

※都所得割軽減 … 所得割  $1/4$  減額  $\Rightarrow 27,060\text{円}$ 。よって $27,060\text{円} + 37,800\text{円} = 64,860\text{円}$ となる。 $\Rightarrow 8,960\text{円}$ 増額となる。

平成 20 年度福生市一般会計予算審査特別委員会  
委員長及び同副委員長の互選結果報告

平成 20 年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 平成 20 年度福生市一般会計予算審査特別委員会

委員長

田村正秋

副委員長

清水義朋

平成 20 年 3 月 7 日

平成 20 年度福生市一般会計  
予算審査特別委員会委員

大野 聡

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

